

**令和5年度
地域まちづくり推進状況報告書・評価書・見解書**

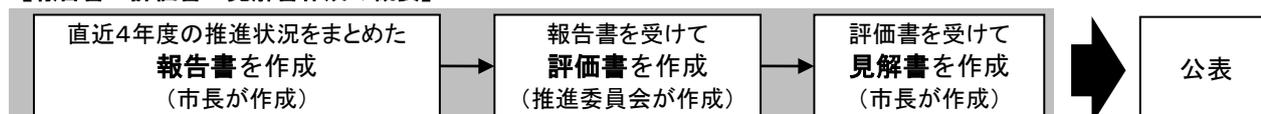
**令和6年6月
横浜市地域まちづくり推進委員会
横浜市都市整備局地域まちづくり課**

地域まちづくり推進状況報告書・評価書・見解書について

目的

本書は、横浜市地域まちづくり推進条例（以下、「条例」という）及び同施行規則に基づき、令和元年度から4年度について、条例に基づく施策の推進状況を明らかにすることを目的として作成した。構成は、従来の取組について記載した第1部と、今後の制度改正に向けた取組について記載した第2部から成り、第1部に地域まちづくり推進委員会の評価及び評価に対する横浜市の見解を掲載した。なお、第1部では、各章の冒頭に報告書の概要、評価及び見解を掲載し、続けて資料を掲載している。詳細な資料については、別途、横浜市ホームページに掲載している。

【報告書・評価書・見解書作成の概要】



横浜市地域まちづくり推進条例

第17条第3項 **市長**は、地域まちづくりに関して、この条例に基づく施策の推進状況等を明らかにする**報告書**を作成し、当該報告書を推進委員会に諮った後に、これを公表するものとする。

横浜市地域まちづくり推進条例施行規則

第33条 市長は、4年ごとの年度終了後、速やかに、条例に基づく施策の推進状況及び地域まちづくりグループの活動状況等を取りまとめて、条例第17条第3項の規定による地域まちづくりに関する施策の推進状況等を明らかにする報告書を作成し、推進委員会に諮るものとする。

2 **推進委員会**は、前項の報告書に基づき、当該4年度における地域まちづくりに関する施策の推進状況等について、評価を行うものとする。

3 **市長**は、前項の推進委員会の評価及びこれに対する見解を、第1項で作成した報告書と併せて、インターネットの利用及び所管課に備え置いて閲覧に供すること等により公表するものとする。

報告書における「地域まちづくり」とは

地域まちづくりの活動の幅は、近年広がりをみせてきているが、本書で取扱う「地域まちづくり」とは、条例第2条第3号のとおり、「安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は改善の取組」のことであり、地域の環境の維持又は改善の取組であれば、ハード・ソフトを問わず幅広く該当する。また、顕彰事業（横浜・人・まち・デザイン賞）等についても、この考え方に基づき幅広い取組を対象としている。

なお、「地域まちづくり活動」とは横浜市地域まちづくり支援制度要綱に基づく支援対象の活動であり、同要綱第2条第2項第1号のとおり、「市民等が主体となって行う地域まちづくりの活動」のうち、次のものを対象としている。

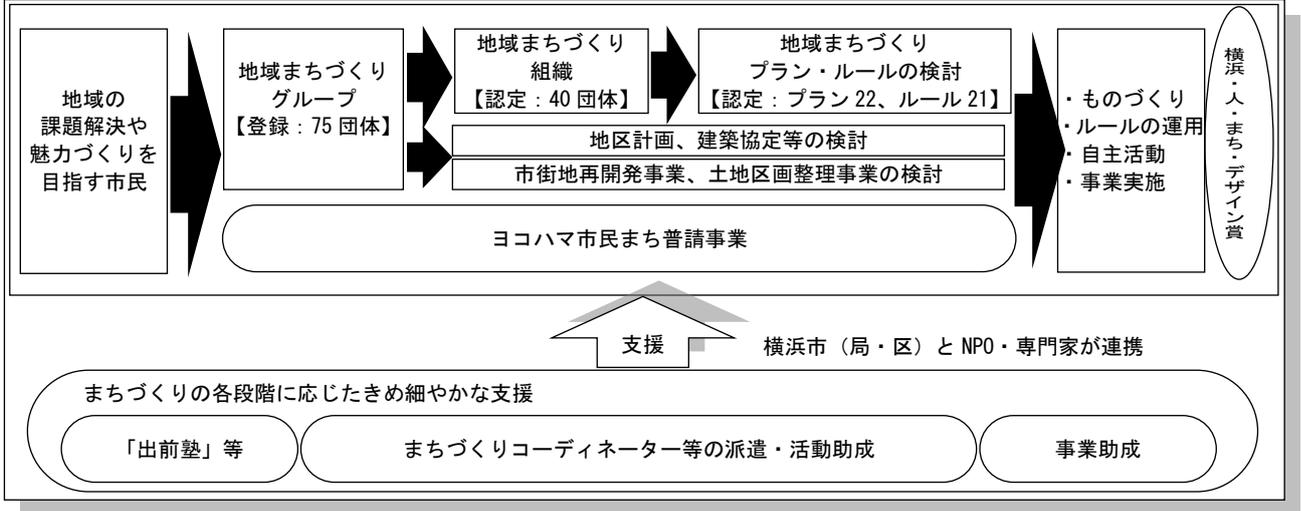
- 1 地域まちづくり組織の設立等に関する検討
- 2 地域まちづくりプランの策定等に関する検討
- 3 地域まちづくりプランの推進に係る方針の策定等に関する検討
- 4 地域まちづくりルール、地区計画、建築協定、景観計画及び景観協定の策定等に関する検討
- 5 都市計画提案に関する検討
- 6 市街地の開発事業に関する検討
- 7 まちの不燃化推進事業に関する検討
- 8 その他地域まちづくりに関する活動で市長が特に必要があると認めるもの

地域まちづくり活動の流れと支援の概要

条例に基づく地域まちづくり活動の流れと、それに対する支援の概要は、下図のとおりである。報告書は市民による地域まちづくり活動及びそれに対する支援のうち、主に令和元年度から4年度の状況について報告する。

【市民との協働による地域まちづくりの流れ】

(令和5年3月31日時点)



本書の見方

【概要】

1. 横浜市地域まちづくり推進条例・体制の概要

各章で説明する項目の定義等

【概要】

各章の報告書の概要

【評価】

- (1) 推進体制・状況
- (2) 現状に対する取組・認識

【見解】

委員からの評価	本市の見解

【評価】

報告書に対する地域まちづくり推進委員会の評価を掲載

【見解】

評価書に対する市の見解を掲載

【資料】

1-1 地域まちづくり推進条例の特徴

- 地域まちづくり推進条例の大きな特徴は、次の3点となっている。
- ①市民等と協働での実施(協働型)
- ②地域まちづくり活動の登録・認定を条例で保障
- ③市民等が策定するプラン・ルールの認定と運用を条例で保障

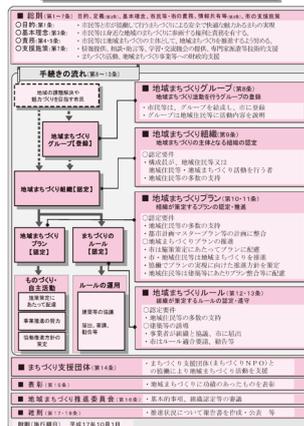
図1-1-1 地域まちづくり推進条例上の市民等と協働の役割



【表1-1】 地域まちづくり推進条例の趣旨の整理

趣旨の整理	内容
地域まちづくりグループの策定	・地域まちづくりに関する活動を目的とし、5人以上の市民等で構成する団体が組織され、登録・認定を受ける。 ・登録・認定は、市長、区長、支庁長官、市長、区長、支庁長官による。 ・グループ登録の有効期限は登録の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとし、延長可能。
地域まちづくり組織の認定	・地域まちづくり組織は、地域住民の多数の賛同を得た団体を、地域まちづくり組織として認定を受ける。 ・認定には、地域まちづくり推進委員会による意見書提出が必要。 ・組織認定の有効期限は認定の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとし、延長可能。
地域まちづくりプランの策定	・地域まちづくり組織が、地域の目標・方針やまちづくり・自主活動などに関する計画を策定し、市長、区長、支庁長官の承認を受ける。 ・プラン策定の有効期限は策定の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとし、延長可能。
地域まちづくりルールの策定	・地域まちづくり組織が、地域まちづくりに関して守るべきこと等を、地域住民等の多数の賛同を得たルールについて市長、区長、支庁長官の承認を受ける。 ・ルール策定の有効期限は策定の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとし、延長可能。

横浜市地域まちづくり推進条例の概要



【資料】

別途横浜市ホームページにも掲載

令和元～4年度の資料については、原則太枠で示す

目次

地域まちづくり推進状況報告書・評価書・見解書について	2
目次	4
第1部（条例に基づく従来の取組）	
1 横浜市地域まちづくり推進条例・体制の概要	6
1-1 横浜市地域まちづくり推進条例の特徴	14
1-2 地域まちづくり支援制度の特徴	16
1-3 制度改正の概要	17
1-4 地域まちづくり推進体制の状況	18
1-5 制度の対象としている主な事業	20
2 地域まちづくりグループ・（ルール・プランを運用する）組織の活動状況	22
2-1 地域まちづくりグループの登録状況	28
2-2 地域まちづくり組織の認定及び活動状況	31
2-3 地域まちづくりプラン策定後の取組状況	32
2-4 地域まちづくりルールを運用する組織に対するアンケート結果	33
3 地域まちづくり支援制度の実績	34
3-1 まちづくりコーディネーターの登録状況と派遣・委託実績	40
3-2 まちづくり支援団体の登録状況と活動・支援実績	41
3-3 地域まちづくり活動助成	42
3-4 地域まちづくり事業助成	43
4 ヨコハマ市民まち普請事業の状況	44
4-1 ヨコハマ市民まち普請事業の実施状況	49
5 顕彰事業、広報（普及啓発）活動	53
5-1 人・まち・デザイン賞	56
5-2 人・まち・デザイン賞受賞者向け令和2年度アンケートについて	58
6 横浜市地域まちづくり推進委員会の開催状況	59
6-1 委員会構成	61
6-2 開催状況と審議内容	63
7 第1部 まとめ	67

第2部（制度改正に向けた今後の取組）

8 新たな地域まちづくりの取組

72

1. 横浜市地域まちづくり推進条例・体制の概要

地域まちづくり推進条例・体制の概要

横浜市地域まちづくり推進条例（以下、「条例」という）は、市民に身近な地域における協働によるまちづくりを推進するため、市民が主体となつて行う地域まちづくりの理念やその市民を支援する市の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、安全で快適な魅力あるまちの実現に資することを目的として制定し、平成17年2月25日に公布、同年10月1日に施行した。

条例の特徴として、地域まちづくりグループの登録制度など、地域まちづくりの初期の段階から支援できる仕組みを整えていること、地域まちづくりプランや地域まちづくりルール等の運営主体を地域まちづくり組織として市長が認定し、団体の位置付けを明確にする制度を整えていること等がある。また、地域まちづくり支援制度については区局内のみならず、他局のまちづくりに関する事業（例：環境創造局の「地域緑のまちづくり事業」、建築局の「マンション・団地再生コーディネート支援事業」など）においても、条例の考え方や仕組みが参考にされてきている。

(1) 地域まちづくりの市の施策上の位置づけ

本条例は、地域社会の成熟や市民の定住意向の高まりを背景に、身近な地域環境改善への要望が増大するとともに、市内各地で活発な市民活動が展開されていたことから、市民と市の協働による横浜らしい個性と魅力あふれる地域まちづくりの推進のために平成17年に制定したものである。

現在、本市の中期計画4か年計画である「横浜市中期計画2022-2025」では、基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまちヨコハマ」に向けて5つのテーマが設定され、それらが相互に関係することで、基本戦略を実現しようとしている。この中で、地域まちづくりの取組は、主にテーマ02「コミュニティ・生活環境づくり」とテーマ03「生産年齢人口流入による経済活性化」に関連する基本戦略5「新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり」に含まれ、個別の政策としては政策26「人を惹きつける郊外部のまちづくり」政策27「豊かで暮らしやすい住まい・環境づくり」が対応しており、様々な主体と連携した地域まちづくりの推進が求められている。

(参考) <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2022-2025/chuki2022-.html>

(2) 検討段階に応じた支援

地域まちづくり活動の検討段階に応じた支援としては、職員が地域に出向いてまちづくりの制度などについて説明を行う「出前塾」、「グループ登録」を経て地域まちづくり支援制度やヨコハマ市民まち普請事業による活動助成やコーディネーター派遣などがある。いずれの場合も、市民による勉強会、検討会等に職員が参加し、地域に寄り添ったアドバイスをしている。

地域まちづくり支援制度は、地域の課題解決や魅力の向上など、身近な地域のまちづくりに関する活動を行おうとする市民等からの様々な相談を受けるとともに、まちづくりコーディネーター派遣や活動費助成、整備するための事業費助成など、検討段階に応じた支援を行う制度である。地域まちづくり支援制度は、①まちのルール・プランづくり、②都市計画提案制度、③市街地再開発事業、④土地区画整理事業、⑤まちの不燃化推進事業、⑥ヨコハマ市民まち普請事業、⑦地域交通サポート事業、⑧「狭あい道路拡幅整備事業」における路線型整備、⑨地域まちづくりプラン等に基づく地域まちづくり事業等に関する検討を支援の対象としている。その支援内容は、専門家等の派遣・委託、活動費助成、事業費助成の3つを中心に行っている。

(3) この4年間の取組

横浜市では、地域まちづくり推進委員会での議論も踏まえ、新たな施策の推進や地域支援のあり方について取組を進めてきた。

この4年間における取組のうち特筆すべきものとして、市民が地域課題を解決するための施設整備を行い、施設整備を行うことでまちづくり活動の活性化や更なるまちづくり推進のために、地域福祉保健計画等に基づく「市民主体の身近な施設整備事業」を創設した。これにより、既に地域と区で策定されたプランに基づく内容に関する整備に助成を行うことで、地域まちづくりプラン認定を経た後に施設整備を行っていたこれまでと比較して、迅速な整備が可能となった。

他にも、コロナ禍の状況にあっても、まちづくりを進めることができるよう、活動報告届出書の提出やまちづくり組織との意見交換を通じたまちづくり活動実態の把握や、まち普請コンテストでのYoutube ライブ配信、また人・まち・デザイン賞の選考基準の見直しなどの取組を行った。

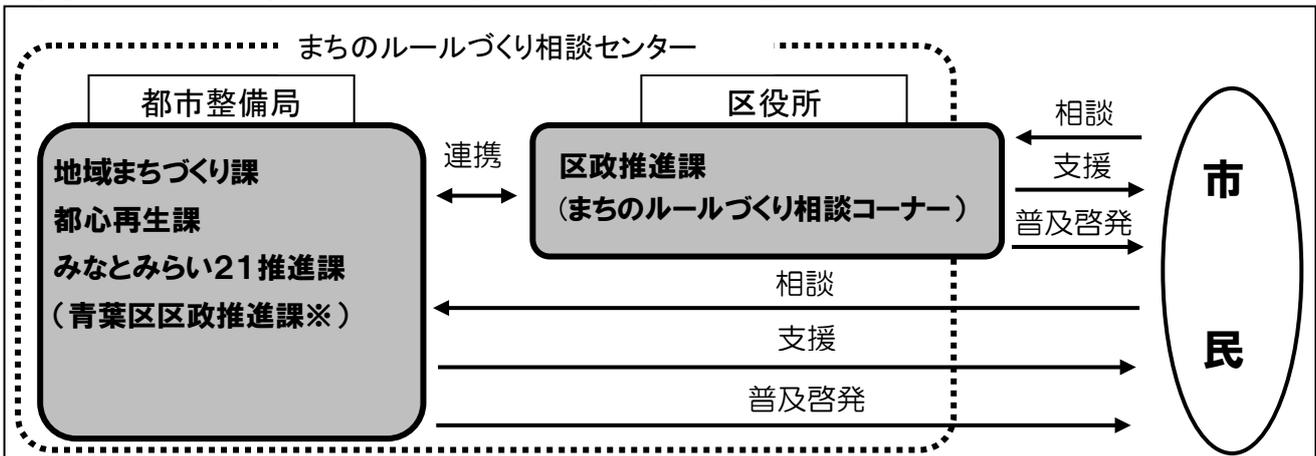
(4) 認識している課題（条例の取組全体に対して）

平成17年に条例が制定してから約20年が経過する中で、この間に、地域まちづくりに対する社会情勢は変化し、高齢化に伴う地域の支え合いの取組の重要性が高まるとともに、一方で地域の担い手不足が顕著になる等、市民のまちづくりに対する課題意識も変わってきており、既存の制度とのずれが生じてきている。例えば、人口が増加する局面では、建築協定や地域まちづくりルール等の各種ルールを用いて環境の維持・保全を行うことに一定のニーズがあったが、この4年間では新たに認定された地域まちづくりルールは2件である。また、地域のまちづくりの目標や方針、課題解決への取組などをとりまとめた計画である「地域まちづくりプラン」の認定も3件となっている。

プランやルールを認定するまでには、地域内での合意形成を得る必要があるなど、数年単位の期間を要しており、活動している地域の方に対し負担がかかっていることも課題として挙げられる。

また、ルール・プランの相談や認定の件数が少なくなっている要因としては、地域の支え合いの取組や魅力づくりの取組などにまちづくりのニーズが変わってきていることも考えられるが、一方で、各区役所内にあるプラン・ルールの相談窓口「まちづくりルール相談コーナー（センター）」※が、現状で機能しているとは言い難く、市民にもほとんど知られていない状況がある。まちづくりの相談の際のアプローチ方法や、アクセス等も含めた窓口の体制や、認知向上を総合的に進めていくことが課題である。

※まちのルールづくり相談コーナー、センターの体制（詳細はP19参照）



(参考)

第55回横浜市地域まちづくり推進委員会（令和5年3月7日開催）では、「地域まちづくり推進状況報告書・評価書・見解書」の作成に向けて必要な視点などご意見をいただいた。

- ・今の地域まちづくりの在り方として、整備のプランありきではなく、まちづくりの方針があって、少しずつ緩やかにアクションしながら活動を周知していく方法もある。まちづくりのプロセスも再考しなくてはいけない。
- ・地域が、まちづくりプラン等の作成をするにあたり、合意形成やプランをまとめあげる労力が足かせになって、策定時が活動のピークになってしまう、もしくはプランの作成自体を断念してしまう事も考えられる。
- ・若い人たちは、ルール作りや住宅環境や防災といった課題へのアプローチではなく、自分たちの住むまちの魅力づくりややりたいことを通じて地域貢献してみたいという気持ちがあり、それらを後押しするような支援が出来ると良い。
- ・平日の昼間会議を行うことに囚われず、若い人が参画出来るようにデジタル技術を活用して会議の場の在り方も変えていくサポートも出来ると良い。

委員会の評価	本市の見解
<p>【中間支援組織の関わり方】</p> <p>「P6（2）検討段階に応じた支援」について、この場面でまちづくりの主体となるべき地域住民やその団体が集うことはもちろん大前提であるが、地域で活動している多様な分野の専門機関も住民の動きに関心を持ち、コーディネーター的視点で参加すべきであると考えます。都市整備局としても、地域の中の専門機関にも呼びかけていく姿勢が望まれる。そうすることにより、地域の専門機関も地域のハード的課題に対する感度がよくなることが期待される。</p>	<p>これまで地域ケアプラザや区民活動支援センター等の中間支援組織を中心に支援制度の研修を行い、制度活用を呼びかけてきました。</p> <p>今後は、中間支援組織のみならず、地域で活動している多様な主体に向けて、関係部署と連携を取りながら積極的な呼びかけを行っていきます。</p>
<p>【まちづくり活動前の地域課題の整理】</p> <p>地域に寄り添ったアドバイスについて多くの支援組織があり、行政の仕組みとして評価できるが、まちづくりの行動を起こす前の段階で、まちづくりに対する課題の抽出が住民側で整理できずに取り組めない場合がある。この部分に対しては、まちを熟知した住民が自ら行うのが良いのだが、まちをあらゆる角度から俯瞰し、問題点を抽出することは容易ではない。大学の研究室やゼミのテーマとして取り上げるシステムをつくり、ある程度の時間をかけ協働することも考えられる。</p>	<p>課題の整理については、区役所において、地区担当制度・地区別支援チーム制度など中間支援組織とも連携した横断的体制で地域とともに課題解決に向けた取組を進めており、このような区の体制とも連携して地域の意見を吸い上げながら、地域まちづくりの支援制度の「出前塾」による支援を行っていくよう、区との連携を強化していきます。</p> <p>また、グループ登録以前のまちづくりの行動を起こす前の方たちにも「まちづくり」でできることがわかるように情報発信（ホームページ等）するなど、必要な情報が行き届くよう広報や情報発信の体制を整えていきます。</p>

<p>【「ルールづくり相談コーナー」(まちルコ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まちのルールづくり相談コーナー」として、まちづくりに関する市民の相談対応や支援、普及・啓発等を行っているが、どこまで市民に知られているのか。知ってはいても、実際に相談に行くのはハードルが高いように思える。生活者のニーズを積極的に引き出す仕組みが必要ではないだろうか。 ・地域まちづくりにおける地域との接点として区の区政推進課があり「まちのルールづくり相談コーナー」という看板を掲げている。しかし、「ルールづくり」よりも自由で自立的な「まちの魅力づくり」にシフトしているなかで、この看板は市民にアピールできていない。名称を今の活動や今後の方針に合ったものに変更したらどうか。 	<p>区役所等の窓口での相談のみならず、様々な地域との接点の場を活用して地域の声を聞きとっていくことが重要だと考えています。</p> <p>そのため、中間支援組織や区役所で整える地域支援体制(地区担当制度、地区別支援チーム制度)との連携を強化していきます。</p> <p>市民が情報を得るためのホームページも、助成制度のわかりやすい紹介や、「まちづくり」でできることがわかるような情報の掲載などの改善を図ります。</p> <p>「まちのルールづくり相談コーナー」についても、市民にわかりやすいまちづくりの相談窓口となるよう、区の見解も聞きながら再考するなど、改善・見直しを図ります。</p>
<p>【地域福祉保健計画との連携】</p> <p>「(3) この4年間の取組」について。地域福祉保健計画との連動において具体的な仕組みを作るところまで行ったのは大きな成果である。これから具体的事例が出てくることを期待する。地域福祉保健計画は、横浜市における主要なコミュニティ政策のツールとなっており、これに着眼したことは基本的に正しいし、大きな進展が期待される。</p>	<p>まずは、令和5年度から本格開始した市民主体の「身近な施設整備事業」の制度をしっかりと運用していき、施設整備をきっかけに、様々な地域の課題解決や目標達成に資する事業となるよう進めていきます。</p> <p>施設整備にとどまることなく、健康福祉局や各区役所など、関係区局との連携をこれまで以上に行うことで、地域課題の解決を行っていきます。</p>
<p>【まちづくりコーディネーターの登録シート】</p> <p>資料編にある「1-3 制度改正の概要、(2) 横浜市まちづくりコーディネーター等及びまちづくり支援団体の登録等に関する要綱」について、多様化・複雑化する地域課題に対応するため、コーディネーター等が得意とする分野として、新たに「地域福祉」「空き家・空地の利活用」「コミュニティの再生」「ICT・WEBの活用」などを加えたというのは、どの項目も時宜を得た制度整備であり、高く評価できる。</p>	<p>様々なまちの課題に対して、適切なコーディネーターを選択・派遣し地域支援につながるよう、引き続き、適宜、適切に見直し・改善を図りながら地域まちづくりの支援を行っていきます。</p>

<p>【子ども・若者世代のまちづくりへの参画】</p> <p>・ルールやプランを検討しているエリアは、ちょうど子ども・若者世代の生活圏でもある。その世代が、自分たちの住むまちに関心を持ち、魅力づくりややりたいことを通じて地域貢献してみたいという気持ちを育みアクションを生み出すことも、ここでのまちづくり活動の一環だとしたら、彼らが手をあげ取り組みやすい制度やそのための条例改正という点も検討する余地があるのではないか。</p> <p>・中期計画（2022-2025）基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまちヨコハマ」の点では、子どもと共に育ちあうまちを目指して、子ども・若者世代がまちづくりへ参画してもらう戦略も考えるべきかと思う。</p>	<p>子どもや若者がまちづくりに興味を持つことは、将来のまちの担い手の育成という観点でもとても重要と考えています。</p> <p>引き続き、地域まちづくり活動団体への働きかけを行い、若い世代の参加を促していきます。</p> <p>また、現在行われている子どもを対象とした活動（ミニヨコハマシティ、Mini Mini Midori+SDGS 等）や他都市事例などを研究していきながら、まちづくりへの参画の方策や、必要に応じて制度の見直しも含めた検討をしていきます。</p>
<p>【支援実績に対する評価指標】</p> <p>市の支援のスタンスとして、公と民の協働は強化していくべきと考えるが、手厚い支援は必要なくなる状態を目指すべきと考える。支援の実績などを数字で示すと、「多い方が良い」と感じてしまいがちですが、実績などが少なることを課題と捉えるか、それとも成果と捉えるか、しっかり見極め、判断が必要。そのため、市職員・専門家の人員・予算・ノウハウなどをどれだけ投資して、どれだけ成果（定量・定性）を得られているのかといった評価の視点も検討が必要。報告書にも、専門家の人員だけではなく、職員がどれだけ動いているのか、という視点もあってもよいと思います。</p>	<p>支援の考え方としては、限られた財源の中で多くの地域に協働によるまちづくりが浸透することを期待しています。また、協働の原則としてまちづくり活動団体が主体的に取り組を進め自立に向かうことも必要であり、自立の結果支援を必要とする団体が減っていくことも重要です。</p> <p>まちづくりの成果を評価することについては、定量的評価が難しい点もあると考えていますが、引き続き、検討していきます。</p>

<p>【まちづくり活動の多様化】</p> <p>長年にわたり着実な成果を上げており、横浜市の特徴でもある、市民参加型のまちづくりを発展させるうえで極めて重要な役割を果たしてきたと評価する。</p> <p>一方で、市街地の老朽化やライフスタイルや価値観の変化などから、現在、大きな転換点を迎えている。これまでの整備や保全を中心とした「地域まちづくり」の活動に対して、地域の魅力づくりなどの、より自由で多様なまちづくり活動に対して、どのような促進策がありうるかを検討することが必要と考える。</p> <p>そのために、例えば、増加しつつある新たな活動を進めている市民などとの情報交換を行い実態やニーズを把握することは重要である。</p> <p>また、他局で促進しているものもあると思うので「地域まちづくり」で果たせる役割の明確化と、その連携方法の検討も重要である。</p> <p>さらには、「地域まちづくり」の定義を再検討していくことも必要と思われ、関係局と連携しつつ検討することが重要と考える。</p>	<p>これまで整備や保全（課題解決型）を中心としたハード整備に対する支援を主な役割として担ってきましたが、地域の魅力づくりなどの幅広い分野についても、支援対象に加えていく必要性があると考えております。</p> <p>今後、新たな活動を進めている市民等との情報交換を行い、ニーズの把握に努めるとともに、ホームページや広報媒体等で先進的な事例や助成制度などを分かりやすく紹介することで、まちづくりに関心のある市民の行動のきっかけとなるよう、検討していきます。</p> <p>また、他局で促進する事業と本条例が進める地域まちづくりの範囲を市民協働局間連携会議（地域コミュニティに関し、関係局による庁内横断的な取組による課題解決を目指す場）などを通じて整理していきながら、本市全体の支援制度を俯瞰しつつ、地域まちづくり支援制度が果たす役割について、地域まちづくりの再定義も含め検討していきます。</p>
<p>【まちづくりプロセスの多様化】</p> <p>「グループ登録→組織認定→プラン・ルール認定」というプロセス・目的と違うアプローチも存在している。これまでのプロセスに当てはめることができないと思われる。これらは必ずしも既存組織等による活動を背景としない新しい担い手による活動であることから、今後の地域まちづくりの展開として、対応させることも考えられる。そして、地域まちづくりグループを対象とする支援メニュー（助成金等）を充実されることも検討してのよいのではないかと。</p>	<p>現在、まちづくりのプロセスは多様化しており、既存の支援制度では十分に対応することができていないと考えられます。現在の制度でカバーできていない活動に対して、どのような支援が必要なのかということも含め、支援制度の見直しや充実について、地域まちづくりとしての必要性の検証を行った上で、検討を進めていきます。</p>

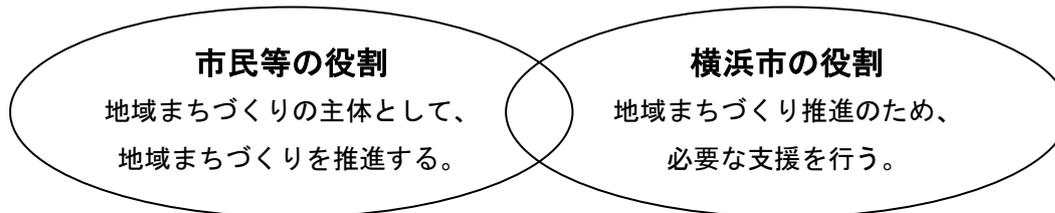
<p>【地域まちづくりとしての取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の取組全体の課題についての認識は、その通りと感じる。今後も「社会の課題」「その中での横浜市全体や各地域で取り組むべき課題」「地域まちづくりとして取り組むべき課題」のレイヤーに分けて、より幅広く、深い議論が必要と考える。特に、今現在解決すべき課題だけではなく、今後解決すべき課題を想定した制度の設計・運用が必要と考えます。 ・ 横浜市全体や、各地域での良い点と問題点を洗い出し、その中での地域まちづくりとしての取組の成果と問題点を洗い出すべきと考える。そのためにも継続した検討・調査が必要。 	<p>地域のみなさまとの対話や、新たな地域まちづくりの事例の収集・分析等を通して、今後解決すべき地域まちづくりの課題を想定し、課題整理を行うとともに、議論を積み重ねて、制度の設計・運用を検討していきます。</p>
<p>【市民がやりたいことを実現できる仕組みの検討】</p> <p>「参考」として紹介されている第55回委員会での委員発言の中に、もっとやりたいことがすんなりできるような仕組みも必要だとの趣旨のものがあるが、こうした仕組みを条例に規定することが求められているということだろう。</p>	<p>まちの魅力づくりや自分がやりたいことを通じた地域貢献など、まずはやってみる、という気持ちを後押しできる支援の方法や、更には必要に応じてハード整備の支援もできるような新たなまちづくりの手法等、必要性も含め、今後検討していきます。</p>

1-1 地域まちづくり推進条例の特徴

地域まちづくり推進条例の大きな特徴は、次の3点となっている。

- ①市民等と横浜市の役割を位置づけ
- ②地域まちづくり活動の主体の登録・認定を条例で保障
- ③市民等が策定するプラン・ルールの認定と運用を条例で保障

【図 1-1-1】 地域まちづくり推進条例上の市民等と横浜市の役割

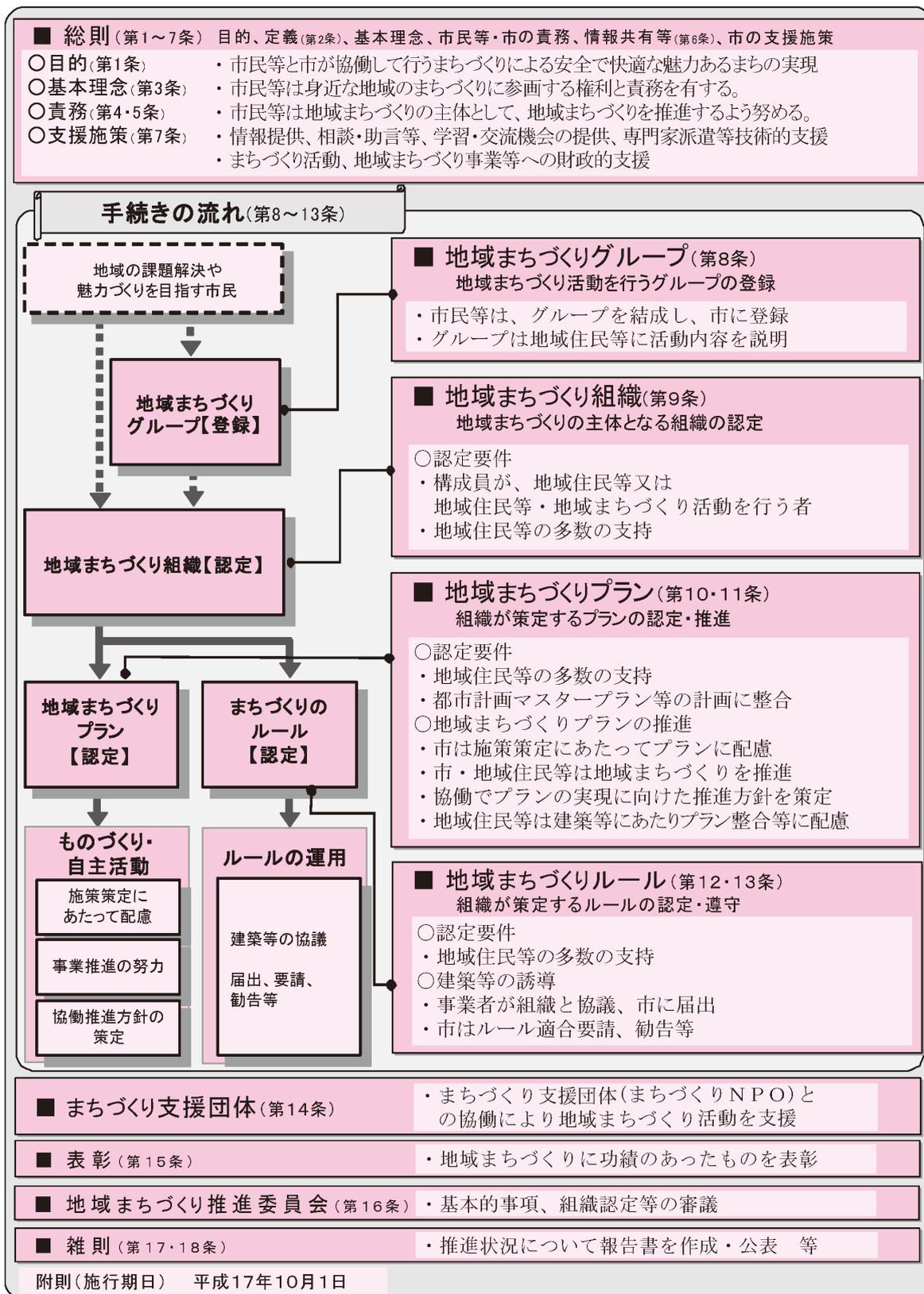


【表 1-1】 地域まちづくり推進条例の特徴的な制度

特徴的な制度	内容
地域まちづくりグループの登録	<ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくりに関する活動を目的に、5人以上の市民等で構成する団体が登録可能 ・登録には会則、名簿、活動対象地域、活動計画書が必要 ・グループ登録の有効期間は、登録の日から、その日の属する年度の翌年度の末日までとし、延長可能
地域まちづくり組織の認定	<ul style="list-style-type: none"> ・身近なまちづくりに取り組み、地域住民等の多数の支持を得た団体を、地域まちづくり組織として市長が認定 ・認定には、地域まちづくり推進委員会へ意見を聞くことが必要 ・組織認定の有効期間は、認定の日から、その日の属する年度の翌々年度の末日までとし、延長可能
地域まちづくりプランの認定	<ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくりの目標・方針、課題解決に向けた取組について、地域まちづくり組織が地域住民等の理解や支持を得ながらとりまとめた計画を、地域まちづくりプランとして市長が認定 ・プラン認定の有効期間は、認定の日から、その日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとし、延長可能
地域まちづくりルールの認定	<ul style="list-style-type: none"> ・建物や土地利用などについて、地域まちづくり組織が地域住民等の理解や支持を得ながら自主的に定めたルールを、地域まちづくりルールとして市長が認定 ・ルール認定の有効期間は、認定の日から、その日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとし、延長可能

【図 1-1-2】 条例の概要

横浜市地域まちづくり推進条例の概要



1-2 地域まちづくり支援制度の特徴

横浜市の地域まちづくり支援制度の特徴として、次の点が挙げられる。

- (1) 地域の活動状況に併せて支援施策を、情報提供、相談、専門家派遣、財政的支援などきめ細かく支援している。
- (2) 認定された地域まちづくりプランに基づき実施する事業に対して助成する制度がある。

【表 1-2】支援制度の内容と根拠要領（令和 5 年 3 月 31 日時点）

支援制度 ＜根拠となる要領＞	内 容	支援期間	備 考 (助成金の上限、助成率など)
出前塾	市職員が地域に出向いて、まちづくり制度等の説明を行う。	—	—
まちづくりコーディネーター等の派遣 ＜横浜市まちづくりコーディネーター等派遣要領＞	まちづくりコーディネーター等が地域まちづくり活動団体に対し指導助言を行う。	5 か年度	横浜市が全額負担 (派遣 1 回あたり 3 万 1500 円)
まちづくりコーディネーター等の委託 ＜横浜市地域まちづくり活動支援事業実施要領＞	まちづくりコーディネーター等が地域まちづくり活動団体に対しルール、プランの策定に必要な指導助言や案の作成などを行う。	3 か年度	100 万円以下 横浜市が全額負担 (地域まちづくり組織は 200 万円以下)
地権者情報の提供 ＜地権者情報提供の要領＞	地域まちづくり活動団体に対し地権者情報の提供を行う。	—	—
活動助成 ＜横浜市地域まちづくり支援制度要綱＞ ＜地域まちづくり活動団体及びまちづくり支援団体等に対する助成金交付要領＞ ＜まちの不燃化推進事業活動団体に対する助成金交付要領＞	地域まちづくりの活動に必要な経費の一部を助成する。	5 か年度	＜地域まちづくり活動団体＞ 原則として、30 万円以下 助成率 4 / 5 以内 ＜まちづくり支援団体＞ 50 万円以下 助成率 3 / 4 以内
事業助成 ＜横浜市地域まちづくり事業助成金交付要領＞	地域まちづくりプラン等に基づき実施する事業整備費を助成する。	3 か年度	＜地域まちづくりプランに基づく事業＞ 500 万円以下、原則 9 / 10 以内 ＜その他プランに基づく事業＞ 150 万円以下、原則 9 / 10 以内 ＜地域福祉保健計画等のプランに基づく事業＞ 100 万円以下、原則 9 / 10 以内 ＜身近なまちの防災施設整備に繋がる計画等に基づく事業＞ 100 万円以下、原則 9 / 10 以内

注) 地域まちづくり活動団体：地域まちづくりグループ又は地域まちづくり組織、建築協定運営委員会

1-3 制度改正の概要

横浜市地域まちづくり支援制度要綱及び関連要領（以下、「要綱等」）について、効果的な支援及びより多くの地区で活用されるため、要綱等の一部を改正した。主な改正点は、次のとおりである。

- (1) 「地域まちづくり活動団体及びまちづくり支援団体等に対する助成金交付要領」及び「横浜市地域まちづくり事業助成金交付要領」について、活動団体の負担軽減・利便性の向上のため、助成金申請書類の押印欄の見直しを行った。（令和3年3月、令和4年6月改正）
- (2) 「横浜市まちづくりコーディネーター等及びまちづくり支援団体の登録等に関する要綱」について、多様化・複雑化する地域課題に対応するため、コーディネーター等が得意とする分野として、新たに「地域福祉」「空き家・空地の利活用」「コミュニティの再生」「ICT・WEBの活用」などを加えるなど、公開登録シート等を改定した。（令和3年4月改正）
- (3) 「地域まちづくり活動団体及びまちづくり支援団体等に対する助成金交付要領」について、コロナ禍において地域まちづくり活動をより充実させるため、活動広報等の映像データによる啓発（DVDの複製費）ができるよう、地域まちづくり活動助成金の助成対象を拡充した。（令和4年3月改正）
- (4) 「横浜市地域まちづくり活動支援事業実施要領」について、活動団体への適切かつ効果的な支援に繋げるため、活動団体に対しコーディネーター委託実施の成果報告書の提出を求めた。（令和4年7月改正）
- (5) 「横浜市地域まちづくり支援制度要綱」について、地域課題に対応する市民主体の身近な施設整備を迅速かつ柔軟に進めるため、地域福祉保健計画等に基づく身近なハード整備に対する支援を位置づけた。（令和5年3月改正）

【制度改正に向けた動き】

- ・R元年度 局内横断PJにおける連携手法の検討、区に支援制度についてのヒアリング
- ・R2年度 モデル地区選定に向けた区・中間支援組織への働きかけ、関係づくり
- ・R3年度 モデル地区（神奈川区六角橋）での事業実施
- ・R4年度 支援制度要綱の改正
- ・R5年度 制度開始

- (6) 「横浜市地域まちづくり支援制度要綱」について、地震火災対策計画の策定を踏まえ、不燃化推進に取り組む地域への支援を推進するため、地震火災対策の対象地域における事業助成の拡充及び活動助成メニューの見直しを行った。（令和5年3月改正）

1-4 地域まちづくりの推進体制の状況

1-4-1 地域まちづくりの推進体制の変遷

地域まちづくりの推進体制は、地域まちづくり推進条例の制定・施行及び運用の状況にあわせ、拡充されてきた。地域まちづくりの推進体制の変遷は、表 1-4-1 のとおりである。

【主な経緯】

- (1) 平成 17 年 4 月に大規模な機構改革が行われ、旧都市計画局と旧建築局の再編により、都市整備局と旧まちづくり調整局が発足した。地域まちづくりの推進体制としては、都市整備局地域整備支援課が条例・規則及びこれに基づく支援制度を所管し、地域整備課（都心部については都市再生推進課・みなとみらい 21 推進課）が条例等の運用と市街地開発事業等の推進を所管する体制でスタートした。
- (2) 平成 19 年 4 月に、都市整備局内の機構改革が行われて地域まちづくり課が発足し、市街地開発事業を分離するとともに、地域まちづくり関連制度の所管と運用を一体的な体制で行うこととした。この結果、条例の所管・運用に加え、地区計画・建築協定、街づくり協議地区、都市計画マスタープラン区プラン・地区プラン、都市計画提案制度等の運用や、協働の防災まちづくりを進めている「いえ・みち まち改善事業」をあわせて所管することとなった（都心部については従前のおり）。また、新たに、景観法に基づく景観計画や景観協定等の運用も所管することとなった。
- (3) 区の機能強化は、横浜市の基本施策として平成 14 年度策定の中期政策プラン、18 年度策定の中期計画等で位置付けられ、現在では、都市計画マスタープラン区プラン・地区プランを所管するとともにまちのルールづくり等の活動支援を局と連携して推進するようになっている。
また、市としての一体性を保ちながらも、市民の要望や地域の課題に素早く的確に対応するため、区役所が行う事務の拡大や予算の編成・執行、事業の企画・立案などの機能や権限の強化に取り組んでいる。

【表 1-4-1】地域まちづくりの推進体制の変遷

年度	内容
H14	○まちのルールづくり相談センターを旧建築局に設置
H15	○区役所区政推進課に担当係長（政策担当）を設置
H16	○旧都市計画局に「地域まちづくり推進担当」を設置 ○旧建築局で住環境整備課と地区計画等担当が統合 ○まちのルールづくり相談コーナーを各区役所に設置、職員（技術）1 名を配置
H17 ※	○都市整備局が発足、地域整備支援課、地域整備課、都市再生推進課、みなとみらい 21 推進課を設置 ○土木事務所を区役所に編入 ○区政推進課担当係長をまちづくり調整担当係長とする（土木事務所兼務）
H19	○都市整備局再編 地域まちづくり課を設置 ○青葉区にまちのルールづくり相談センターを設置 課長 1 名、職員 1 名を増員（課長 1、係長 1、職員 1 を都市整備局地域まちづくり課に兼務）
H20	○5 区に地域元気推進員を配置
H21	○13 区に地域力推進担当が設置（地域元気推進員をあらたに 5 区に配置、計 10 区）
H22	○18 区に地域力推進担当を設置
H25	○段階的に進められていた地区担当制が 18 区すべてに導入
H26	○都市整備局再編 防災まちづくり推進課を設置 ○「いえ・みち まち改善事業」が「まちの不燃化推進事業」に移行し、防災まちづくり推進課が所管課となる
H28	○「横浜市区役所事務分掌条例」及び「区における総合行政の推進に関する規則」の施行 ○区役所が分掌する事務を条例で定めるとともに、区役所の役割や区局の連携・調整機能等を明文化
R4	○地震火災戦略見直し

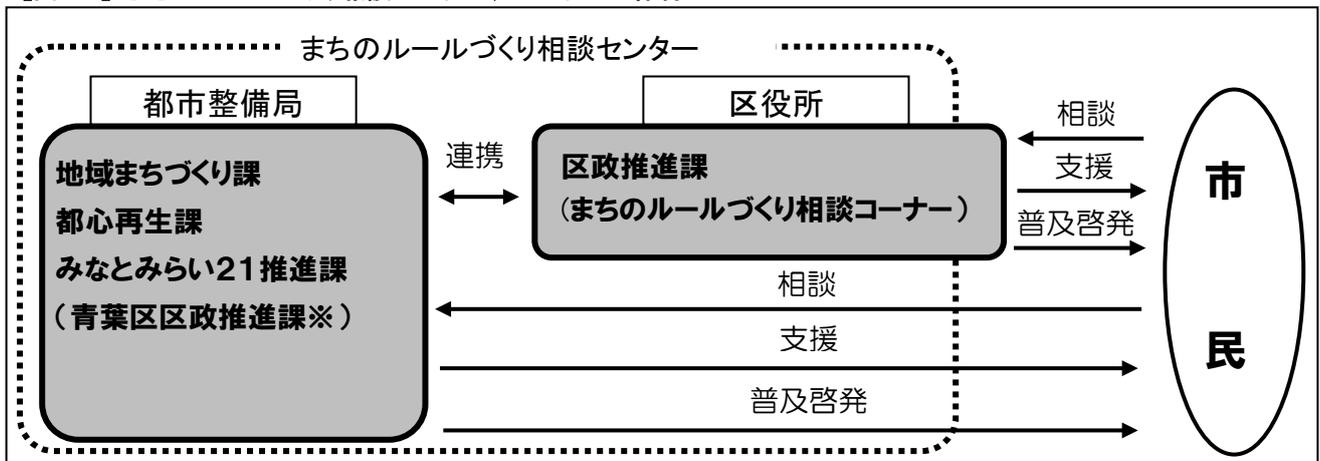
※平成 17 年度に地域まちづくり推進条例施行

1-4-2 まちのルールづくり相談コーナー、センターについて

まちのルールづくり相談センターは、地域主体のルールづくりの支援等を行う市民や事業者向けの窓口である。

まちのルールづくり相談コーナー、センターの体制は、図 1-4 のように、都市整備局地域まちづくり課等と区役所のまちのルールづくり相談コーナーで構成されており、これらの役割は、市民のまちのルールづくりなどに関する相談業務、市民のまちのルールづくりの取組への支援業務、市民に地区計画、建築協定、地域まちづくり推進条例等地域まちづくりについての普及・啓発業務等である。なお、まちのルールづくり相談コーナーには区の窓口としてまちづくり全般の相談が寄せられている。

【図 1-4】 まちのルールづくり相談コーナー、センターの体制



【表 1-4-2】 各課の役割分担

課名・担当名		内容
エリア担当	都心再生課	関内・関外周辺、新横浜都心、横浜駅都心に関すること
	みなとみらい・東神奈川臨海部推進課	みなとみらい 21 地区、東神奈川京浜臨海部周辺に関すること
	地域まちづくり課	
	支援・誘導担当 青葉区区政推進課	17 区（青葉区以外）に関すること 青葉区 に関すること
担 制 度	地域まちづくり課の各制度担当	各制度（建築協定・地区計画・横浜市地域まちづくり推進条例）の取りまとめや普及啓発に関すること

※それぞれルールづくり以外の業務も行っている

1-5 制度の対象としている主な事業

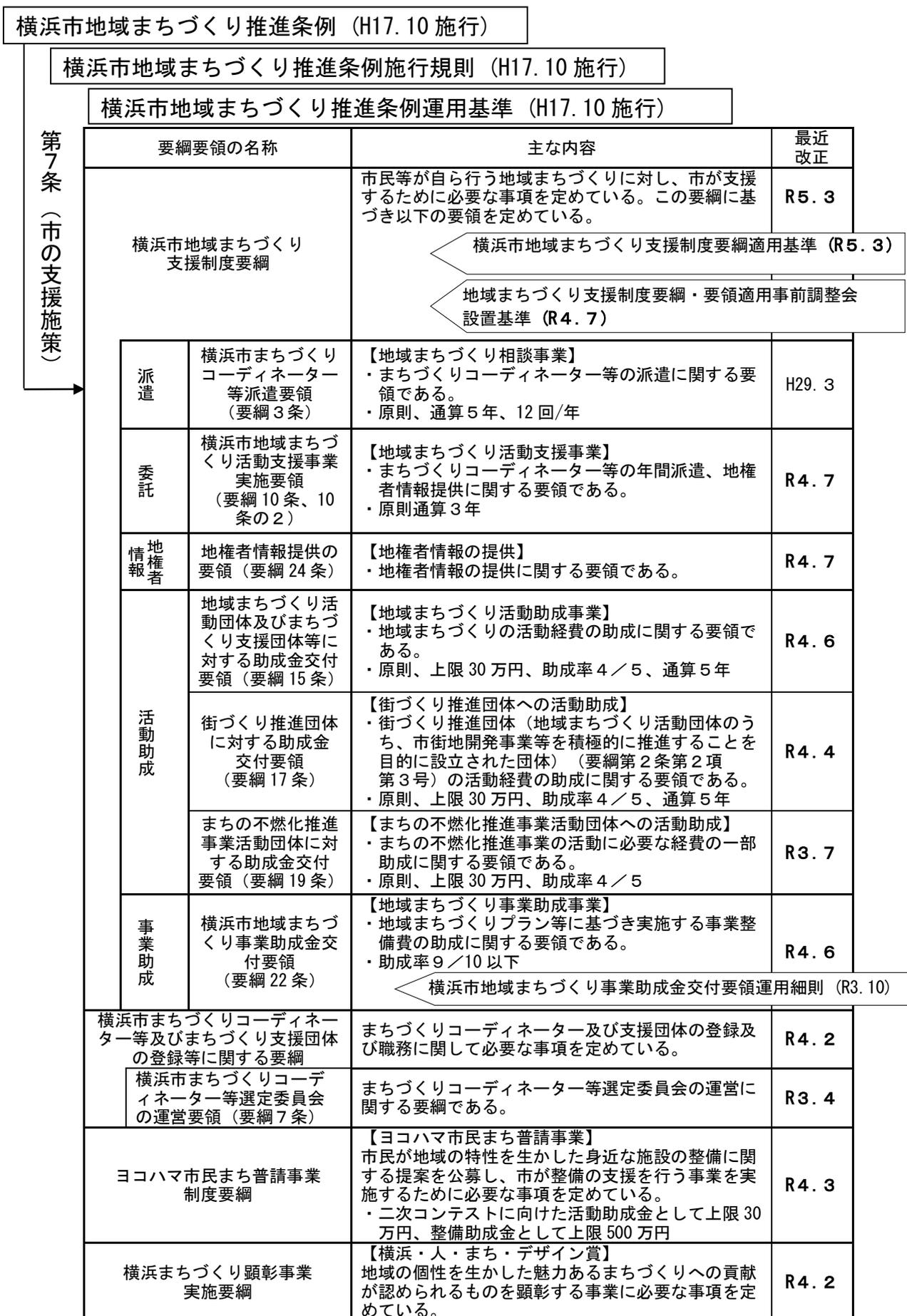
地域まちづくり支援制度は、様々なまちづくり関連事業において、市民が主体となってまちづくりに取り組む際に活用されている。制度を活用している主なまちづくり事業は、表 1-5 のとおりである。

【表 1-5】地域まちづくり支援制度の対象としている主な事業

事業等名称（所管課）	主な内容
① まちのルール・プランづくり （都市整備局地域まちづくり課、都心再生課、みなとみらい・東神奈川臨海部推進課、防災まちづくり推進課、青葉区区政推進課）	建築協定、地区計画、地域まちづくりルール・プラン等のまちのルールやプランについて、地域が主体となってルール・プランづくりに取り組んでいる。
② 都市計画提案制度 （都市整備局地域まちづくり課、都心再生課、みなとみらい・東神奈川臨海部推進課、青葉区区政推進課）	住民等がより主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを可能とするための制度で、土地所有者、まちづくりNPO等が、一定の条件を満たした上で、地方公共団体に都市計画の提案ができるという制度。
③ 市街地再開発事業 （都市整備局市街地整備調整課）	市街地内の老朽木造建築物等が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、建築物の不燃化、公園広場・街路等の整備等を行う事で、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。
④ 土地区画整理事業 （都市整備局市街地整備調整課）	街の健全な発展を目指して面的整備を総合的に行うことを目的として、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
⑤ まちの不燃化推進事業 （都市整備局防災まちづくり推進課）	平成 26 年 3 月に策定した「地震防災戦略における地震火災対策方針」に基づき、「いえ・みち まち改善事業（旧事業）」を拡充し、延焼の危険性が高い地域において、建物の不燃化などにより、「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」の実現を図る事業。
⑥ ヨコハマ市民まち普請事業 （都市整備局地域まちづくり課）	市民が主体となって行う地域の課題解決や魅力向上のための「施設整備」に対する支援・助成を行うことで、地域に合ったまちづくりが実現することを目指す。二段階の公開コンテストで選考された提案に最大 500 万円を助成する事業。
⑦ 地域交通サポート事業 （都市整備局都市交通課）	通院、買い物など様々な目的での移動や高齢化による交通手段確保を目的に地域の方々が集まり、地域の主体的な取組によって移動手段の確保や持続可能な運行がスムーズに進むよう、様々な支援を行う事業。
⑧ 狭あい道路拡幅整備事業 （建築局建築防災課）	建築基準法第 42 条第 2 項により後退した部分の整備を促進する制度として、平成 7 年に「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」を制定し、市民の方々の協力のもとに進める狭あい道路の拡幅整備事業。
⑨ 市民主体の身近な施設整備事業 （都市整備局地域まちづくり課）	地域福祉保健計画（地区別計画）等、区と地域との協働により策定された計画に基づき、地域の課題解決や魅力向上のための「施設整備」に対する支援（活動助成、最大 100 万円の整備助成）を行う事業。

他に、環境創造局の「地域緑のまちづくり事業」（H21 年度～）、建築局の「マンション・団地再生コーディネート支援事業」（H27 年度～）など他局のまちづくりに関する事業においても条例の考え方や仕組みが参考にされている。

【図 1-5】要綱・要領の体系図



2. 地域まちづくりグループ・（プラン、ルールを運用する）組織の活動状況

地域まちづくりグループ（以下、「グループ」）は、地域まちづくりに関する活動を行う5人以上の市民等の団体に登録することができる。この制度は、地域住民にグループの活動が周知されること、いろいろなグループ相互の交流が進むことを目的として設けている。

また、グループ活動を市民に周知していくため、横浜市のホームページにグループ登録簿を掲載している。

地域まちづくり組織（以下、「組織」）は、地域住民等の多数の支持を得た団体として認定され、地域まちづくりプランの運営や地域まちづくりルールの運用主体となる。

地域まちづくりプラン（以下、「プラン」）は、まちの将来像を地域住民が共有するための手段であり、地域住民等の理解や支持を得ながら、地域の目標・方針や課題解決に向けた取り組みをまとめたものである。

地域まちづくりルール（以下、「ルール」）は、地域まちづくり推進条例に基づいたルールであり、建築物などの制限だけでなく、地域で守るべき生活環境等に関する制限も含め幅広い内容を定めることができるものであり、地域の個性や特徴に合わせたまちづくりのルールを自由に決める事ができる。なお、条例以外の「まちのルール」としては、建築協定や地区計画がある（下表）。

【表2】まちのルール対比表

	地域まちづくりルール	建築協定	地区計画
根拠法令	地域まちづくり推進条例	建築基準法	都市計画法他
運用主体	地域(+横浜市)	地域(協定締結者)	横浜市
定められる 主なルール	建築物・敷地 緑地 工作物 生活環境 (防犯、清掃、営業時間等)	建築物・敷地 — — —	建築物・敷地 緑地 工作物 —
有効期間	6か年度(延長あり)	協定に定める期間 (通常10年)	無し

(1) 推進状況

ア 地域まちづくりグループ

この4年間の新規グループ登録数は28グループ（表2-1-1）で、令和4年度末でのグループ登録数は75グループである。新規グループ登録の内訳について活動内容別に見ると、「ルール系」（建築協定・地区計画・地域まちづくりルール）は0件、「プラン系」（区画整理・再開発・拠点地区（駅周辺等）のまちづくり・地域まちづくりプラン・地区プラン）は13件、「その他」（その他生活環境改善）が15件である。「その他」の内、「その他環境改善・魅力づくり等」は、前4年（平成27年度～令和元年度）は3件だったのに対し、この4年間では9件と増加傾向にある。（表2-1-2）（図2-1-3）（図2-1-4）

「その他環境改善・魅力づくり等」を行うグループの具体的なテーマとしては、地域の賑わい創出や防災・防犯、歩行者空間の安全など、多岐にわたる。

イ 地域まちづくり組織

新たな組織認定はこの4年間で5団体（表 2-2-1）、令和4年度末で認定されている団体は40団体である。そのうち、プランを運営している組織が21団体、ルールを運用している組織が21団体であり、プラン・ルールの両方を運営・運用している組織が2件となっている。

ウ 地域まちづくりプラン

この4年間ではいずれも「防災のまちづくり」をテーマとした3地区が認定され、うち2地区は不燃化推進地域内である。令和4年度末で22地区となった。（表 2-3-1）

エ 地域まちづくりルール

令和元年度に「領家地区まちづくり指針」、令和3年度に「藤和フレッシュタウン希望ヶ丘1街区まちづくり指針」の2件が認定され、令和4年度末で認定されているルールは21件である。

(2) この4年間の取組

令和4年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、地域活動にも影響が及んでいることが想定されていたことから、それまで3年に一度の提出を求めていた活動報告書のみでは直近の活動状況を把握できなかったため、新たに「活動報告届出書」の提出を求めた。（以降、毎年）

また、組織同士の情報交換の場を提供する目的で、ルールを運用する組織を対象に意見交換会を実施した（令和4年12月17日）。会では、ルールを建築物だけでなく生活マナーに広げたことで自治会と連動して活動することになり、地域住民からは身近なものとして受け入れられやすくなった事例の紹介共有などを行い、参加者からは有益な情報交換の場になったとの評価を受けた。

(3) 認識している課題

グループの活動の傾向を見ていくと、これまでの住環境保全や防災を主眼としたまちづくりから、魅力づくりといった活動に比重がシフトしつつある。それは、この4年間で策定されたルールが2件、ルールづくりに取り組む地域まちづくりグループの新規登録も0件、一方で、環境改善・魅力づくり等を行うグループが増加傾向にあることから示されている。各区の区政推進課にある「まちのルールづくり相談コーナー」でも相談件数がほとんどないのが実情である。支援制度の在り方としても、プランやルールづくり以外の地域まちづくり活動にどうアプローチしていくのか、対策や方向転換が必要な時期に差し掛かっている。

各組織の動向については、前述の「活動報告届出書」を通して、コロナ禍により直接集まることができない状況でも、定期的な情報の発信や定期総会を一部書面で行うなど、工夫をしながら活動を行う組織があった。しかし、特にプランを運用する組織では、打合せやイベントを行いながら活動を推進していく必要性があり、まちづくり活動が停滞していることが分かった（資料 2-2-2）。

ルールを運用する組織向けに、課題把握を目的としたアンケート調査（図 2-4-1）を行った（回答数 19/21、回答率 90%）。ルールがあることで、街並み・環境維持に対する一定程度寄与していることが確認できたが、同時に課題として、多くの組織が担い手不足や活動周知の為の支援を必要としていることがわかった（図 2-4-1）。

また、コロナ禍を含むこの4年間を通じて、いくつかの組織で見られた地域まちづくりの取組でのデジタル技術の活用は、活動団体の課題である活動効率化の観点や活動周知の効果的手法としても有効であり、今後地域まちづくり活動に取り込んでいけるよう、支援メニュー等の検討が必要と考える。

委員会の評価	本市の見解
<p>【まちのルールづくり相談コーナー】</p> <p>まちのルールづくり相談コーナーの活動スタイルも見直すべきではないか。相談を待っているのではなく、自ら出かけていくスタイルを取り入れてはどうか。福祉分野においても区社協にいる「第1層の生活支援コーディネーター」は地域ケアプラザアにある「第2層の生活支援コーディネーター」に対するスーパーヴァイズ機能を担うように見えながら地域に入って具体的に関わり成果をあげている。</p>	<p>地域へのアプローチとして、地域まちづくりルールを運営する団体とは意見交換やアンケート調査を行うなど、団体の運営等の課題把握に取り組んでいるところです。</p> <p>また、区役所に寄せられる「ルールづくり」以外のまちの課題解決・魅力づくりの相談など内容に即した適切な相談や支援が行えるよう区役所（地区担当、地区別支援チーム）とも連携しながら、相談体制の強化・見直しや支援について検討していきます。</p>
<p>【まちのルールのアフターケア】</p> <p>主たる活動であった「まちのルール」、特に建築協定などは現在どのようになっているか。メンテナンスが必要なのに高齢化などにより放置されているようなことはないか。あるのならば、そのアフターケアをどうするかも課題であり、今後の新たな取組のヒントになる。</p>	<p>「まちのルール（建築協定、地区計画等）」については、担い手の高齢化や負担感についても課題を認識しています。それぞれの団体と意思疎通を図りながら、今後の更新の課題や取組について検討してまいります。</p>

【活動方法の変化に対応した支援】

・「認識している課題」にも記載のあるように、デジタルツールに対する支援の検討が必要。ポストコロナは、従来通りの活動に戻るのではなく、さらに市民が活動しやすい、誰もが参加しやすい状況を作る（支援する）ことが急務ではないか。

・ルールを運用する組織向けのアンケートでは、担い手不足を課題としている組織の割合が高い。審査が必要な協定やルールでは、審査者側に責任や平等性、専門的な知見に加え、建築行為毎の対応の労力等から引き受け手不足となっていると考えられる。

まちづくりという地域に順応する為には対面で話し合いを行う方式が望ましいが、メールやWeb上でのコミュニケーション、電子書類での審査を取り入れて実務を簡素化し、組織を存続することが最重要である。

行政としても、各地域の類似のルールには、統一したマニュアル等を整備して、対応の省略化をはかるなどの検討をお願いしたい。

今後の地域まちづくり活動において、WEB会議による時間や場所にとらわれない活動スタイルやクラウドサービス等による作業の共有化、簡素化など、まちづくりの取組の負担を軽減していくことが、持続可能な組織運営の一助になると考えます。

また、地域まちづくりルールの運用にあたっては、行政側からの専門的知見の提供や組織からの相談の体制について検討していくとともに、手続きの流れや各地域の事例の紹介、デジタル活用などの事例やQ&A等を「地域まちづくりルール運用の手引き」として今後まとめていくことで、地域まちづくりルールの円滑な運用をサポートし、支援していきます。

なお、建築協定を運営する委員会でも、地域まちづくり組織同様に「担い手不足」の意見が出ており、年に2回勉強会の場を設けて、団体のノウハウの共有を図っています。このような場も継続していきながら、活動団体を支援していきます。

【新たなまちづくり活動への対応】

・多くの地域まちづくりグループが、これまで大変活発な活動をされ、地域まちづくり活動を支えてきたと評価する。

しかし、ここ4年間でルール作りが減少し、活動に大きな変化が生じているとのことである。この変化は、必ずしもコロナ禍によるものだけではなく、地域の成熟化に伴う社会変化でもあり、早急に対応する必要がある。現在、増加している特定課題解決や魅力づくりに関わる活動に対応するために、より多様な組織・グループへの対応が重要であろう。

また、現在のまちづくり活動は新たな担い手確保に苦慮しているグループも多いが、若い方がまちづくりに関心がないというわけではなく、既存の地域まちづくりグループへの参加のハードルを高く感じたり、別の活動や異なる活動スタイルに関心がある場合も多い。課題解決や魅力づくりには若手の参画が必須と思われ、これらの新たな活動のシーズ・ニーズをどのように促進するかが課題である。

・時代はハードからソフト、モノからコト、単独所有からシェア、そして行政によりかかった補助金や委託から事業性を持った自立的な市民の公益（社会的企業）へ変化しています。特に若い人たちの事業手法はそのように感じます。若い人は無償で動くのは苦しい、収益が必要です。市民による豊かなまちづくり活動の広がりや自立的な運営に向け、ITとかチームビルド、マネジメントの力が必要とされているのではないかと。

現制度では拾い切れていない特定課題解決や魅力づくりに関わる活動団体、各地域の活動シーズに対して、今後、新たな活動を進めている市民等との情報交換を行い、ニーズの把握に努めるとともに、ホームページや広報媒体等で新たな取組の事例や助成制度などを分かりやすく紹介することで、若者も含め、まちづくりに関心のある市民の行動を引き出す仕掛けを構築する等、検討していきます。

このような取組の中で、豊かなまちづくり活動の広がりや自立的な運営を助けるIT活用やマネジメントについても、積極的に検討してまいります。

2-1 地域まちづくりグループの登録状況

【表 2-1-1】地域まちづくりグループ令和元年度～令和4年度登録一覧（令和5年3月31日現在）

注) 「活動内容」欄の記載について ①その他環境改善・魅力づくり等：その他環境改善等 と表記。
 ②拠点地区（駅周辺等）のまちづくり：駅周辺等のまちづくり と表記。
 ③活動内容は登録目的から判断している。

登録年度	番号	地域まちづくりグループ名称	区	活動内容	組織認定
R1	G19001	小雀西地区交通対策委員会	戸塚区	地域交通サポート	
R1	G19002	上白根地域のバス利便性を向上させる会	旭区	地域交通サポート	
R1	G19003	小机ニュータウン対策協議会	港北区	駅周辺等のまちづくり	
R1	G19004	岡村中部自治会地域まちづくり推進委員会	磯子区	地域まちづくりプラン	
R1	G19005	すすき野まちづくり特別委員会	青葉区	その他環境改善等	
R1	G19006	ピース バードマウンテン	港北区	その他環境改善等	
R1	G19007	ボラバスと地域福祉の会	都筑区	地域交通サポート	
R1	G19008	(仮称)旧東海道保土ヶ谷宿を未来へつなげるまちづくり協議会	保土ヶ谷区	地域まちづくりプラン	
R1	G19009	羽沢横浜国大駅周辺地域の愛着を育てるサインづくり推進会	保土ヶ谷区	地域まちづくりプラン	
R1	G19010	ガーデン山まちづくり協議会	神奈川区	地域まちづくりプラン	
R1	G19011	すみれが丘まちづくりコラボ	都筑区	その他環境改善等	
R2	G20001	今宿周辺にミニバスを実現させる会	旭区	地域交通サポート	
R2	G20002	関内まちづくり振興会	中区	駅周辺等のまちづくり	
R2	G20003	川島地域のまちづくり検討会円卓会議	保土ヶ谷区	地域まちづくりプラン	
R2	G20004	今宿連合狭あい道路を考える会	旭区	その他環境改善等	
R2	G20005	日吉まちづくり推進委員会	港北区	駅周辺等のまちづくり	
R2	G20006	みなとみらいマンション防災・減災協議会	西区	その他環境改善等	
R2	G20007	長津田地区の将来を考える会	緑区	その他環境改善等	
R2	G20008	ひざり連合自治会交通委員会	港南区	地域交通サポート	
R3	G21001	白幡上町自治会	神奈川区	地域まちづくりプラン	○
R3	G21002	わが町六角橋 道の愛称プロジェクト	神奈川区	その他環境改善等	
R3	G21003	横浜青葉インター南地区まちづくり協議会	青葉区	その他環境改善等	
R3	G21004	希望ヶ丘駅周辺のまちづくり検討会	旭区	駅周辺のまちづくり	
R3	G21005	秋葉町コミュニティバス誘致委員会	戸塚区	地域交通サポート	
R4	G22001	第6地区のまちづくりを考える会	中区	その他環境改善等	
R4	G22002	菊名駅東口地区まちづくり協議会	港北区	駅周辺のまちづくり	
R4	G22003	小机北口地区まちづくり検討会	港北区	区画整理	
R4	G22004	北町ぼうさいアクション	神奈川区	地域まちづくりプラン	

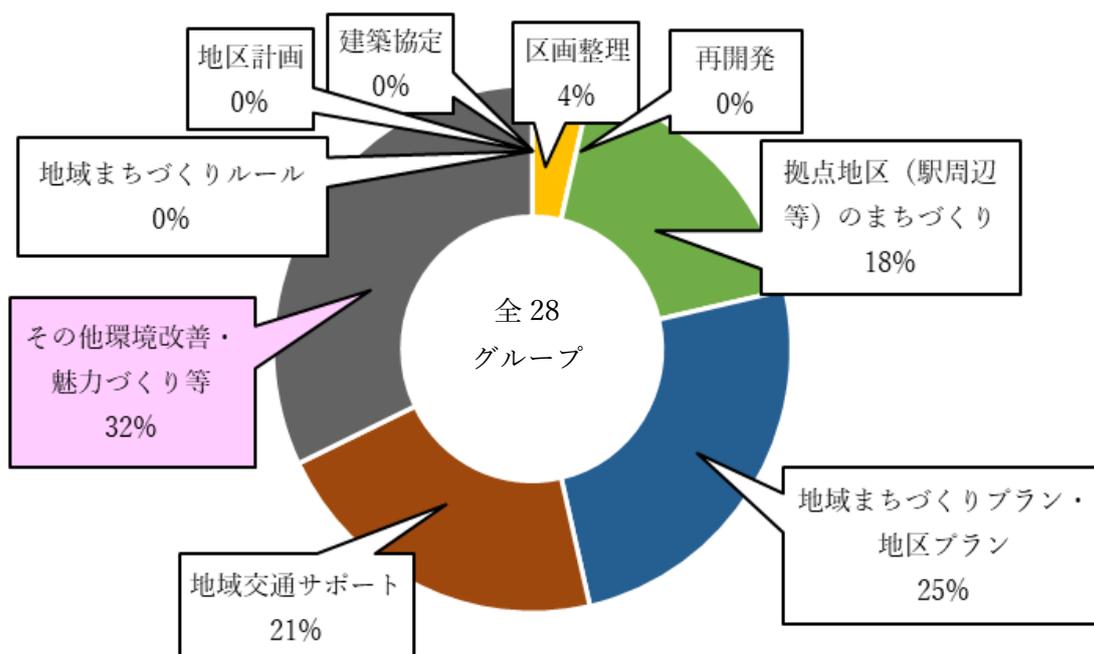
全地域まちづくりグループ登録簿（横浜市ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/suishin/minnade/torokubo/gr-contents-index.html>

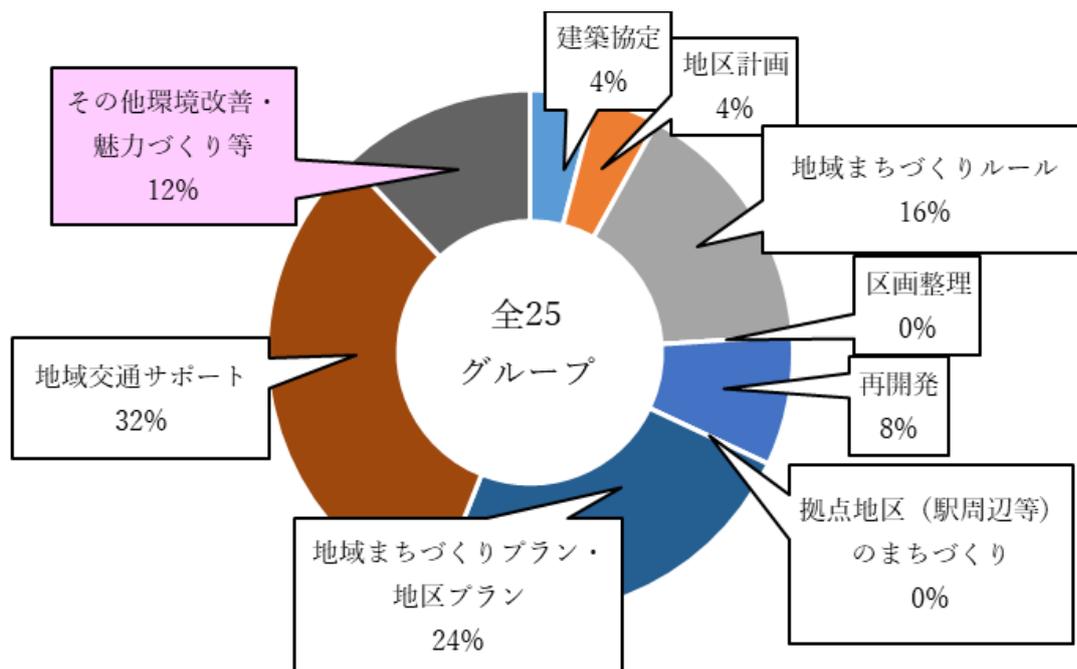
【表 2-1-2】令和元年度～4年度に登録した地域まちづくりグループの活動内容（令和5年3月31日現在）

カテゴリー	活動内容	登録年度					R1～4
		H27～30	R1	R2	R3	R4	合計
ルール系 (ルールづくりが テーマのグループ)	建築協定	1					0
	地区計画	1					0
	地域まちづくりルール	4					0
事業検討・プランづくり がテーマのグループ (プラン系)	区画整理	0				1	1
	再開発	2					0
	拠点地区（駅周辺等）のまちづくり	0	1	2	1	1	5
	地域まちづくりプラン・地区プラン (内 まちの不燃化推進事業の活動)	6 (0)	4 (1)	1	1 (1)	1 (1)	7 (3)
その他（上記以外の生活 環境改善）	地域交通サポート	8	3	2	1		6
	その他環境改善・魅力づくり等	3	3	3	2	1	9
（令和5年3月31日現在活動中のグループ数）合計		16	8	8	3	4	23
抹消数		9	3	0	2	0	5
当該年度の新規登録数（累計）		25	11	8	5	4	28

【図 2-1-3】令和1～4年度 新規登録した地域まちづくりグループの活動内容の割合

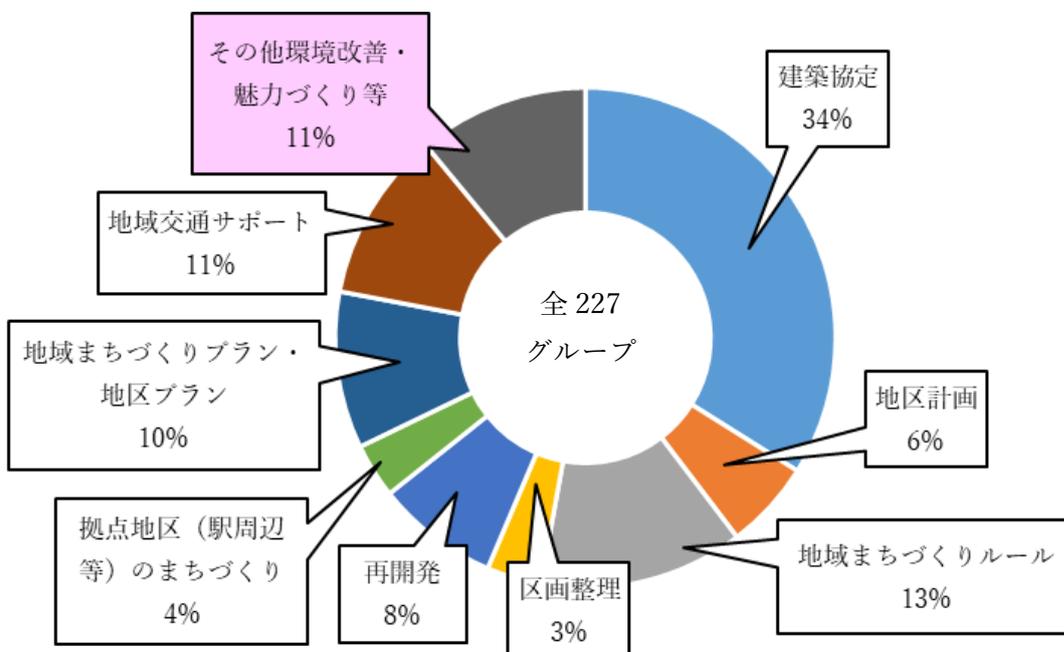


【図 2-1-4】平成 27～30 年度 新規登録した地域まちづくりグループの活動内容の割合



【図 2-1-5】平成 26 年度以前に登録した地域まちづくりグループの活動内容の割合

(※抹消グループも含む)



2-2 地域まちづくり組織の認定及び活動状況

【表 2-2-1】令和元年度～4年度に登録した地域まちづくり組織一覧（令和5年3月31日現在）

認定年度	認定番号	地域まちづくり組織名称	活動所在地	活動内容		
				地域まちづくり ルール	地域まちづくり プラン	推進事業 不燃化 まちの
R1	S19001	井土ヶ谷上町第一町内会	南区井土ヶ谷上町		○	○
	S19002	領家まちづくりの会	泉区領家	○		
R3	S21001	藤和フレッシュタウン希望ヶ丘1街区まちづくり会	旭区今宿町	○		
	S21002	氷取沢防災まちづくりの会	磯子区氷取沢町		○	
R4	S22001	白幡上町自治会	神奈川区白幡上町		○	○

地域まちづくり組織認定一覧（市ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/suishin/minnade/torokubo/so-ninteibo.html>

【資料 2-2-2】組織から提出された R3 活動報告届出書

※提出数 27 組織の内、3 団体事例の抜粋

	プラン運営組織 A	プラン運営組織 B	ルール運営組織
活動内容	・ 本年もコロナ感染症の流行で、活動は何もできなかった。	・ 防災についての学び・話し合い、まちあるき、ニュース発行	・ コロナの関係で活発な活動はできなかった。 ・ 毎週第3水曜日に案件の検討及び審査は行っている。又、引き続き役員会を開催 ・ まちづくりニュースの発行を行っている。
地域まちづくりプラン、地域まちづくりルール等の検討状況	同上	年度はじめに検討・確認	・ 毎月第3水曜日に案件等の検討審査を実施 ・ 時代に合わせてまちづくりルール等の見直しについて検討を重ねている。
その他		コロナ禍のため、3つのイベントを中止	

2-3 地域まちづくりプランの策定後の取組状況

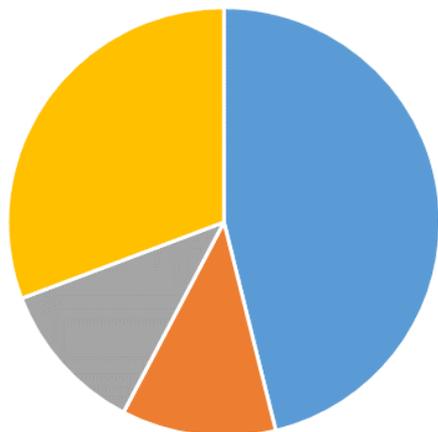
【表 2-3-1】地域まちづくりプラン一覧とプラン実現に向けた取組（令和5年3月31日現在）

認定 年度	番号	地域まちづくりプランの名称／組織名称				所在地	内容
		プランの進捗状況					
		1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目		
R1	P19001	井土ヶ谷上町第一町内会地区防災まちづくり計画 ／井土ヶ谷上町第一町内会				南区 井土ヶ谷上町	まちの不燃化推進事業
		<ul style="list-style-type: none"> ・ R1年度 いっとき避難場所である上町公園にスタンドパイプ式初期消火器具を設置 ・ R2年度 市の認定歴史的建造物である町内会館の外観復元工事が完了 ・ R3年度 狭あい道路拡幅に関する最終説明会を実施 ・ R4年度 狭あい道路拡幅整備工事の実施 					
R3	P21001	氷取沢防災まちづくりの会 防災まちづくりプラン ／氷取沢防災まちづくりの会				磯子区 氷取沢町	安全で快適な魅力ある地域主 体の災害に強いまちづくり
		・ R4年度 地域独自の防災まちづくり拠点の設置場所等の検討					
R4	P22001	白幡上町防災・防犯まちづくりプラン ／白幡上町自治会				神奈川区 白幡上町	まちの不燃化推進事業

2-4 地域まちづくりルールを運用する組織に対するアンケート結果

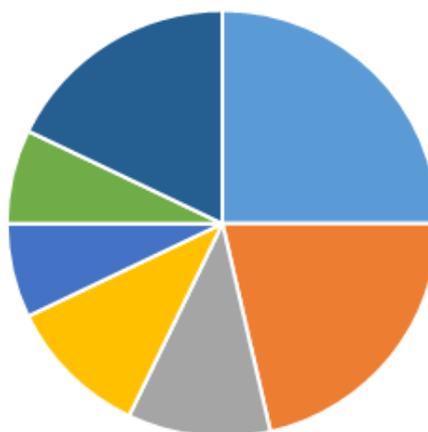
【図 2-4-1】ルールを運用する組織（21 組織）向けアンケート結果（一部抜粋） ※配布数 21 回答数 19 回答率 90%

ルールがあって良かったと感じること （複数回答有）



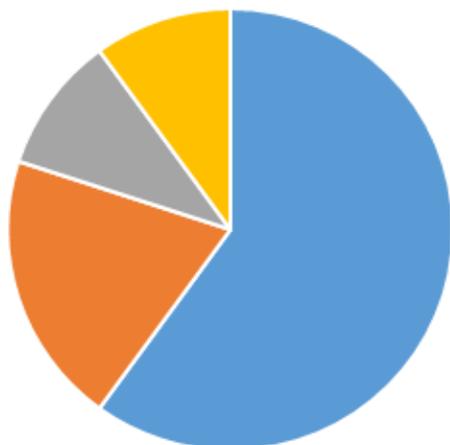
- 街並みが維持されている。46%
- 話し合いの場が持てるのが良い。11%
- ルールの統一、基準を示すことで建築主や事業者にも効率的に説明することができ、かつ理解も得やすい。11%
- その他30%

現在の課題、解決したいこと （複数回答有）



- 運営組織の担い手がない。25%
- 審査に専門知識や判断力が求められる為、難しい。21%
- ルールの周知。11%
- ルールに法的な強制力がない。11%
- ルールの判断に迷う表現があるため、曖昧な部分について是正したい。7%
- 審査結果や情報をデータベース化したい。7%
- その他 18%

あると助かる制度・支援



- 活動PR、周知（リーフレットやHP作成等）の為の支援。60%
- 専門家の派遣。20%
- 横浜市の相談窓口。10%
- データベース作成に係る財政的支援。10%

3. 地域まちづくり支援制度の実績

横浜市の地域まちづくり支援制度は、情報提供、相談窓口での対応、コーディネーター派遣、財政的支援（活動助成、事業助成）などを規定しており、地域の状況やまちづくりの進捗状況に合わせた支援を実施している。

また、まちづくり支援団体（地域まちづくりの取組に対して市と協働で支援を行っている団体）が実施する事業への助成も行っている。

※再掲

【表 1-2】支援制度の内容と根拠要領（令和5年3月31日時点）

支援制度 ＜根拠となる要領＞	内 容	支援期間	備 考 (助成金の上限、助成率など)
出前塾	市職員が地域に出向いて、まちづくり制度等の説明を行う。	—	—
まちづくりコーディネーター等の派遣 ＜横浜市まちづくりコーディネーター等派遣要領＞	まちづくりコーディネーター等が地域まちづくり活動団体に対し指導助言を行う。	5 か年度	横浜市が全額負担 (派遣 1 回あたり 3 万 1500 円)
まちづくりコーディネーター等の委託 ＜横浜市地域まちづくり活動支援事業実施要領＞	まちづくりコーディネーター等が地域まちづくり活動団体に対しルール、プランの策定に必要な指導助言や案の作成などを行う。	3 か年度	100 万円以下 横浜市が全額負担 (地域まちづくり組織は 200 万円以下)
地権者情報の提供 ＜地権者情報提供の要領＞	地域まちづくり活動団体に対し地権者情報の提供を行う。	—	—
活動助成 ＜横浜市地域まちづくり支援制度要綱＞ ＜地域まちづくり活動団体及びまちづくり支援団体等に対する助成金交付要領＞ ＜まちの不燃化推進事業活動団体に対する助成金交付要領＞	地域まちづくりの活動に必要な経費の一部を助成する。	5 か年度	＜地域まちづくり活動団体＞ 原則として、30 万円以下 助成率 4 / 5 以内 ＜まちづくり支援団体＞ 50 万円以下 助成率 3 / 4 以内
事業助成 ＜横浜市地域まちづくり事業助成金交付要領＞	地域まちづくりプラン等に基づき実施する事業整備費を助成する。	3 か年度	＜地域まちづくりプランに基づく事業＞ 500 万円以下、原則 9 / 10 以内 ＜その他プランに基づく事業＞ 150 万円以下、原則 9 / 10 以内 ＜地域福祉保健計画等のプランに基づく事業＞ 100 万円以下、原則 9 / 10 以内 ＜身近なまちの防災施設整備に繋がる計画等に基づく事業＞ 100 万円以下、原則 9 / 10 以内

注) 地域まちづくり活動団体：地域まちづくりグループ又は地域まちづくり組織、建築協定運営委員会

(1) 推進状況

ア まちづくりコーディネーターの登録状況

第9期まちづくりコーディネーター（令和4年3月31日満了）は67人、第10期（令和4年4月1日～令和8年3月31日）は52人が登録している。（表3-1-1、3-1-2）

令和3年度に行った第10期の募集では、多様化・複雑化する地域課題に対応するため、コーディネーターが得意とする分野として、新たに「地域福祉」「空き家・空地の利活用」「コミュニティの再生」「ICT・WEBの活用」を加えるなど、支援分野を明確にし、公開する登録シート等を改定した。

イ まちづくり支援団体の登録状況

第5期まちづくり支援団体（令和4年3月31日満了）は12団体、第6期（令和8年3月31日満了予定）は新規の団体を含み13団体が登録している。（表3-2-1、3-2-2）

まちづくり支援団体では、助成金を受けて行う事業により、地域まちづくりの普及啓発等を行っており、令和元年度から3年度にかけてまちづくり学生会議（都市計画やまちづくりに関心を持つ学生が集い、まちづくりの課題やこれからの都市のあり方を議論する会など）を開催している。（表3-2-3）

その他、市民等の地域まちづくり活動への支援を行うために各地区にコーディネーターを派遣している。（表3-2-4）

ウ 地域まちづくり活動助成の活用状況

地域がプランやルール等を検討する段階で必要になる印刷費など活動費の助成に、制度が活用されている。（表3-3）

エ 地域まちづくり事業助成の活用状況

令和3年度に、地域福祉保健計画に基づく身近なハード整備（令和5年度からは、「市民主体の身近な施設整備事業」として本格制度化）のモデル地区として、身近な“みち”に愛称をつけることでまちに愛着を持つきっかけづくりを進めるため、「わが町六角橋 道の愛称プロジェクト」が4つの道への愛称板、及び総合案内板の整備を行った。（表3-4）

(2) この4年間の取組

まちづくりコーディネーター及びまちづくり支援団体については、新たな人材や団体の発掘に取り組み、デザイン賞を受賞した団体に声掛けを行うなど、まちづくりコーディネーターやまちづくり支援団体に登録された。まちづくりコーディネーターとは継続的に意見・情報交換を行い、新しい制度設計に活かす他、新たな制度の周知を目的として、年に一度、まちづくりコーディネーター等への研修を開催した。

また、令和4年度にはコーディネーターと区職員との接点づくりを目的として、「区の課題とまちづくりコーディネーターに期待する役割」をテーマに、区職員とまちづくりコーディネーターの意見交換会を実施した。

これまで、中間支援組織との連携強化を目的に、社会福祉協議会や地域ケアプラザ、区民活動支援センター、地区センター、コミュニティハウスなどに拡大し、研修や地域まちづくりの制度紹介を行ってきた。とりわけ地域福祉保健計画との連携が、市民主体の地域まちづくりの広がりにつながると考え、令和3年度には「市民主体の身近な施設支援」として、モデル試行（神奈川区）を行った。その結果、既存計画を基に、着想から実施まで約1年間で実施することとなり、短期間での実現が可能となった。

(3) 認識している課題

まちづくりコーディネーターについては、令和4年度52人の登録に対して、実際に派遣されたコーディネーターは12人に留まっており、十分に活用出来ていない。（表3-1-3）合意形成など、経験豊富なベテランが選定される傾向にあり、実績がある一部の人に仕事が集中している。

一方で、比較的若いコーディネーターの強みとなっているICT・WEB活用といった分野は、持続的なまちづくり活動という視点でも重要なファクターの一つであると考えます。

それぞれのコーディネーターの強みを生かしたバランスの良い人材活用・育成を行い、継続して多様なコーディネーターの人材を確保していくことが課題である。

事業助成については、これまで防災まちづくりの取組に対する助成が多かったが、この4年間では、令和3年度の「市民主体の身近な施設整備事業」のモデル地区）に対して助成を行った。（表3-4）今後、本格的に制度運用を開始する令和5年度以降に、より多くの地域の課題解決、さらには地域まちづくり活動の広がりに繋げていくことが重要である。

委員会の評価	本市の見解
<p>【活動助成】</p> <p>活動助成の対象とならなかったもの（例：WEBサイト構築に対する支援など）を洗い出し、今後の支援のあるべき姿の検証が必要と考える。</p>	<p>デジタルツールの活用など、地域まちづくり活用にとって有効だと考えられるものについて、活動団体とも意見交換を継続的に行い、支援の対象への検討を適宜行っていきます。</p>
<p>【事業助成】</p> <p>・現在の事業助成の使われ方は、今後の地域活動や地域自治、合意形成のあり方、行政と地域の役割のまちづくりのあり方を考えた際に重要な方向性の一つを示していると思われる。全国各地や世界でもさまざまな取組が行われているので、いろいろな仕組みの事例を収集し、新たな地域まちづくりのあり方を示せるよう、研究と検討を進めてほしい。</p>	<p>事業助成については、引き続き効果的な支援方法について研究を重ね今後のあり方について検討していきます。</p> <p>なお、令和5年度から制度を本格開始した市民主体の身近な施設整備支援は、これまでの合意形成手法とは異なっており、新たなまちづくりの実践手法と捉えています。これらの検証もしていきながら、引き続き検討をしていきます。</p>
<p>【コーディネーターの派遣体制】</p> <p>まちづくりコーディネーターは、地域まちづくり活動の立ち上げや発展に重要な役割を果たしてきた。高齢化が進んでいるということであるが、1人の場合は、どうしても経験豊富な専門家が選択されやすいといえる。そこで、①若手専門家の人材育成、②ベテランの本業への負担軽減、③デジタル化の推進などを目的としてコーディネーター体制を再検討してはどうかと考える。例えば、ベテランと若手の2人体制の派遣制度などは具体策の一つであり、若手はデジタル活用の役割を担いながらベテランから多様な経験を学び、ベテランは新たな価値観やデジタル活用など、相互に学びあえると良い。</p>	<p>コーディネーターの派遣体制について、様々な学び合いができるような人材育成や、負担軽減、多様なまちづくりに対応するための専門性の高いコーディネーターの派遣などの観点から、複数名派遣など検討してまいります。</p>

<p>【まちづくり初動期の支援体制】</p> <p>多くの支援制度がありながら活用度合が低いことは、関心があっても支援段階まで具体化されないと捉える。そのために、まちづくりに対し関心を持ってもらうことが必要である。</p> <p>例えば、防災まちづくりにおいて、事前復興を考えることは地域を考えることにもなる。どうまちを復興したら良いかを考えることで、住民の関心を引き出し、子供たちにどんなまちを残せるかを議論することができる。</p>	<p>市民がまちづくりへの関心を持つことが、具体的相談、支援制度を活かした実践に繋がると考えます。委員のご意見にもあるような防災まちづくりなどの観点も参考にしながら、まちづくりの取組を自分ごととして捉えられるようなアプローチの仕方について、検討していきます。</p>
<p>【コーディネーターの負担と役割分担】</p> <p>コーディネーターの業務と負担について整理が必要。活動全般への支援（一定期間の伴走）が含まれると負担が大きくなることが想定され、これらに対応した対価も含めた対応が必要になると思われる。</p> <p>また、地域まちづくり課の担当者との役割分担についても整理する必要がある。</p>	<p>様々なまちづくり活動の取組の段階や活動内容により、コーディネーターが助言する内容は個々に異なっており、今後、更に多様化が予想されるまちづくり活動に対して、コーディネーターにも多様かつ柔軟な役割が求められると考えています。現状の課題や今後期待される役割などコーディネーターとの意見交換も行いながら、改めて、市職員との分担整理や対価など総合的に整理・検討していき、コーディネーターにとって魅力的な環境となるよう検討していきます。</p>

【まちづくりコーディネーターの多様性】

・ 今後は、事業性の検証や地域と民間事業者のマッチングなど、これまでの建築・都市や市民活動の中であまり重視されていなかった職能が重要になってくる可能性がある。より幅の広い専門性を持つ人にコーディネーターになってもらえるようにすべきと考える。

・ コーディネーターは、謝金や委託費が安く、次世代がコーディネーターという職業を選択しなくなっていると考え。また、その空隙に、多様化し事業化した市民活動団体等、実践的なセンスのある方たちが参入している。地域まちづくりの多様化に即応する面と、専門性の確保をどう担保するかという課題の側面とがあるように感じる。

・ 多様な課題に合わせ、まちづくりコーディネーターも多様に育成する必要がある。

・ 制度の活用について、フィールドとマッチングをする区の職員も、必ずしもまちづくり関連の課（例：区政推進課）だけではアンテナが弱く領域横断の力量も問われるところがあり、まちづくり資質の育成というのも大事。

・ 市民の課題認識がまちのルールから環境整備や魅力づくり・交流施設などに変わってきており、コーディネーターの活動実態が少ないことは当然だと思う。区役所に寄せられる幅広い分野での相談をまちづくりの課題としてまとめ、これを受け止められるコーディネーターとつなぐ。それぞれの段階における役割の再確認が必要ではないか。

地域まちづくりの多様化への即応と、コーディネーターの専門性の確保という課題に対しては、多様化するまちづくりのニーズ全てに対しコーディネーターのみで対応することは必ずしも現実的ではないと考えており、まちづくり支援団体や中間支援組織等との連携・協力なども行いながら、多様化するニーズへの対応を図っていきたいと考えています。

地域まちづくりの多様化を的確に捉え、応えるためには、市民・区民の窓口である区役所との連携・協力が重要です。区に寄せられる初期の相談から、領域を横断して幅広く制度活用がされるように、研修や制度の周知等を重点的に行っていきます。

市民の課題意識がルールづくりから魅力づくり等に変化する中、区に寄せられる幅広い相談を必要に応じてコーディネーターとつなげられるよう、仕組みも含めて検討していきます。

3-1 まちづくりコーディネーターの登録状況と派遣・委託実績

まちづくりコーディネーターとは、地域におけるまちづくり活動を支援する専門家であり、市民主体の地域まちづくりを行うグループの求めに応じ、地域に出向き、組織化、プラン・ルールづくり、合意形成の方法などについて、助言やコーディネートを行っている。また、表 3-2-1 及び 3-2-2 にある分野についての知識、経験が豊富であることが登録の要件となっている。

まちづくりコーディネーター等の派遣は、グループ、組織、及び建築協定運営委員会（以下、「地域まちづくり活動団体」）を対象としており、活動の内容が多岐にわたるため、多くの地区で利用されている。（表 3-1-4）また、プラン又はルールの策定等が見込まれる地域まちづくり活動団体に対しては、まちづくりコーディネーター等への委託により支援を実施している。

【表 3-1-1】第 9 期まちづくりコーディネーターの分野別登録数（令和 4 年 3 月 31 日満了時）

分野	登録者数	合計
ルール又はプランづくり等	55	67
市街地開発事業等	32	
防災まちづくり等	41	

注) 登録分野は重複しているため、合計数とは一致しない

【表 3-1-2】第 10 期まちづくりコーディネーターの分野別登録数（令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

分野	登録者数	合計
ルール又はプランづくり等	45	52
市街地開発事業等	20	
防災まちづくり等	31	

注) 登録分野は重複しているため、合計数とは一致しない

【表 3-1-3】まちづくりコーディネーターの派遣者数（令和元～4 年度実績）

	R 1	R 2	R 3	R 4
派遣者数	21	19	21	12
派遣地区数	25	29	28	16

【表 3-1-4】地域まちづくり委託一覧

年度	地区数	地区名（区）	
		プランの策定等	ルールの策定等
R1	8	六角橋商店街地区（神奈川）※、東久保地区（西）、鶴ヶ峰駅北口地区（旭）、氷取沢地区（磯子）、山下地区（緑）	六角橋商店街地区（神奈川）※、勸永地区（港南）、今宿地区（旭）、菊名駅東口地区（港北）
R2	7	岩井町ほか（保土ヶ谷）、鶴ヶ峰駅北口地区（旭）、氷取沢地区（磯子）、汐見台地区（磯子）、山下地区（緑）	今宿地区（旭）、菊名駅東口地区（港北）
R3	10	白幡上町地区（神奈川）、六角橋地区（神奈川）、六角橋商店街地区（神奈川）※、羽沢南・常盤台地区（神奈川・保土ヶ谷）、岩井町ほか（保土ヶ谷）、鶴ヶ峰駅北口地区（旭）、氷取沢地区（磯子）、汐見台地区（磯子）	六角橋商店街地区（神奈川）※、初黄・日ノ出町地区（中）、菊名駅東口地区（港北）
R4	7	汐見台地区（磯子）、白幡上町地区（神奈川）、羽沢地区（保土ヶ谷）、旧東海道保土ヶ谷宿地区（保土ヶ谷）	恩田町堀之内地区（青葉）、菊名駅東口地区（港北）、荏田北二丁目地区（青葉）※

※プラン及びルールを変更

3-2 まちづくり支援団体の登録状況と活動・支援実績

まちづくり支援団体は、相談窓口の開設や専門家派遣などの支援を行うほか、市と協働で相談・支援・普及啓発活動を主体的に行う団体である。

【表 3-2-1】 第 5 期まちづくり支援団体と支援分野（令和 4 年 3 月 31 日満了時）

登録番号	まちづくり支援団体名称	支援分野				まちづくりコーディネーターの在籍
		ルール又はプランづくり等	市街地開発事業等	防災まちづくり等	その他※	
100	一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会横浜支部	○	○	○	○	○
110	NPO 法人 都市防災研究会			○	○	
120	公益社団法人 日本技術士会神奈川県支部	○	○	○	○	
130	港南台タウンカフェ	○			○	
140	NPO 法人 横浜プランナーズネットワーク	○	○	○	○	○
150	認定 NPO 法人 市民セクターよこはま	○			○	
170	横浜市住宅供給公社		○	○	○	
180	NPO 法人 横浜市まちづくりセンター	○	○	○	○	○
190	NPO 法人 日本都市計画家協会横浜支部	○	○	○	○	○
200	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会	○	○	○	○	○
210	公益社団法人 日本建築家協会 関東甲信越支部 神奈川県地域会 (JIA 神奈川)	○		○	○	
220	横浜まちづくり学生会議	○			○	

※商店街活性化、水・緑、歴史文化、アート、地域交通、福祉、教育防災、防災、防犯、まち普請等

【表 3-2-2】 第 6 期まちづくり支援団体と支援分野（令和 5 年 3 月 31 日時点）

登録番号	まちづくり支援団体名称	支援分野				まちづくりコーディネーターの在籍
		ルール又はプランづくり等	市街地開発事業等	防災まちづくり等	その他※	
100	一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会横浜支部	○	○	○	○	○
110	公益社団法人 日本技術士会神奈川県支部	○	○	○	○	
120	港南台タウンカフェ	○			○	
130	NPO 法人 横浜プランナーズネットワーク	○	○	○	○	○
140	NPO 法人 市民セクターよこはま	○			○	
150	横浜市住宅供給公社		○	○	○	
160	NPO 法人 横浜市まちづくりセンター	○	○	○	○	○
170	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会	○	○	○	○	○
180	横浜まちづくり学生会議	○			○	
190	NPO 法人 都市防災研究会			○	○	
200	関内イノベーションイニシアティブ株式会社 (R4 年度追加登録)				○	
210	認定 NPO 法人 ミニシティ・プラス (R4 年度追加登録)				○	
220	NPO 法人 I Love つづき (R4 年度追加登録)				○	

※商店街活性化、水・緑、歴史文化、アート、地域交通、福祉、教育防災、防災、防犯、まち普請等

【表 3-2-3】まちづくり支援団体への助成の状況（令和元～4年度実績）

年度	まちづくり支援団体名称	助成金を受けて行った事業
R1	日本建築家協会 神奈川地域会	学校建築のあり方シンポジウム
	横浜まちづくり学生会議	横浜まちづくり学生会議を開催
R2	横浜まちづくり学生会議	横浜まちづくり学生会議を開催
R3	横浜まちづくり学生会議	横浜まちづくり学生会議を開催
R4	実績なし	実績なし

【表 3-2-4】まちづくり支援団体派遣実績一覧

年度	まちづくり支援団体名称	派遣地区数	派遣回数
R1	NPO 法人 横浜プランナーズネットワーク	3	18
R2	NPO 法人 横浜プランナーズネットワーク	2	10
R3	NPO 法人 横浜プランナーズネットワーク	3	12
	神奈川県建築士事務所協会横浜支部	1	7
R4	NPO 法人 横浜プランナーズネットワーク	2	18
累計		11	59

3-3 地域まちづくり活動助成

地域まちづくり活動助成は、プラン又はルールの方針策定を目指す地域まちづくり活動団体に対し、印刷費や会議等の会場使用料、通信費等の活動費を助成している。

【表 3-3】地域まちづくり活動助成一覧

年度	地区数	活動助成金を受けて行った活動		
		プランの方針策定等	ルールの策定等	地域交通サポート事業
R1	33	17	9	7
R2	36	19	9	8
R3	32	18	9	5
R4	39	21	13	5

3-4 地域まちづくり事業助成

地域まちづくり事業助成は、地域課題の改善や魅力の向上を図ることを目的として、地域が主体となって行う施設整備に対して支援するものである。地域まちづくり組織が策定した地域まちづくりプラン等に基づく整備が対象となる。助成の可否等は、プラン上の位置付けや公共性・必要性を考慮して地域まちづくり事業助成交付審査委員会等に諮り、決定する。

【表 3-4】 地域まちづくり事業助成一覧

年度	地域まちづくり組織名称	かまど ベンチ	雨水 タンク	井戸	舗装	看板・ 掲示板	その他
H17	実績なし						
H18	滝頭・磯子まちづくり協議会						小広場
H19	実績なし						
H20	一本松まちづくり協議会	○	○	○	○		
H21	東久保町夢まちづくり協議会	○	○				
	一本松まちづくり協議会		○	○	○		
H22	東久保町夢まちづくり協議会				○		
H23	お三の宮通りまちづくり委員会					○	道標
	住みよいまち・本郷町3丁目地区協議会					○	防災備蓄庫 マンホール トイレ
	滝頭・磯子まちづくり協議会		○				
	三春の丘まちづくり協議会				○		排水施設
H24	東久保町夢まちづくり協議会			○	○		防災備蓄庫
	三春の丘まちづくり協議会	○					
	鶴見区市場西中町まちづくり協議会						マンホール トイレ
H25	東久保町夢まちづくり協議会			○		○	
	滝頭・磯子まちづくり協議会					○	
	寺前東町・寺前西町・金沢町まちづくり協議会						防災備蓄庫
	新桜ヶ丘二丁目地区まちづくり協議会					○	
H26	東久保町夢まちづくり協議会			○			
	滝頭・磯子まちづくり協議会					○	
	三春の丘まちづくり協議会	○					
	寺前東町・寺前西町・金沢町まちづくり協議会				○		
H27	実績なし						
H28	松ヶ丘防災に強い町をつくる会					○	
H29	松ヶ丘防災に強い町をつくる会					○	
H30	松ヶ丘防災に強い町をつくる会	○					ベンチ
R1	実績なし						
R2	実績なし						
R3	わが町六角橋 道の愛称プロジェクト					○	道の愛称板
R4	実績なし						

4. ヨコハマ市民まち普請事業の状況

ヨコハマ市民まち普請事業は、市民が主体となっていく、地域の課題解決や魅力向上のための施設整備を伴うまちづくりに対して、支援、助成を行う事業である。市民から募集した提案を、2段階にわたる公開コンテストで選考し、500万円を上限とする整備助成金を交付するもので、平成17年度から事業を開始している。

(1) 実施状況

この4年間で、延べ42件の応募があり、各年度3件が二次コンテストを通過し、12件の整備が完了した。12件すべてが休憩・交流施設の整備となっており、交流の場が地域に求められていることが分かる(表4-1-4)。

(2) この4年間の取組

平成31年3月から令和3年3月を試行期間とし、まち普請の助成対象外の費用や施設整備後の活動における資金調達の一つとして、地域のまちづくり団体とクラウドファンディング事業者とのマッチングを行い、4件のクラウドファンディングを実施した(表4-1-5)。

試行実施の結果、クラウドファンディングは、資金調達手法として有効であり、人的ネットワークの拡大や団体活動の広報効果、団体の結束力強化など副次的効果も見込まれた。一方で、本市のサポートがなくても独自にクラウドファンディングを活用している事例も多く見られたことや、社会的普及もみられたため、試行段階で事業は終了した。

また、今後のヨコハマ市民まち普請事業やまちづくり活動支援のあり方を検討する基礎情報として整理するため、令和2年度に12施設、3年度に9施設、過年度整備施設の状況確認を行った。ヒアリングでは、特に初期(平成18年～22年度頃)に整備された施設で、担い手が徐々に高齢化し、施設を維持するのが精一杯という状況が多くみられた。団体の多くが課題として、「高齢化」「新しい人材の発掘」「世代交代」を挙げた一方で、担い手が交代することで、新たな展開を図っている団体もあった。整備後支援として、整備後の維持費用助成を挙げたグループは少数で、それよりは、利用できる助成金の情報提供や専門家の支援等の要望が多かった(表4-1-6)。

※令和5年度にも状況確認を行う予定。

さらに、これまでの実績から、企業がまち普請活動団体と連携する事例も多くあり、提案団体の活動の拡がりも期待できることから、令和4年度に、企業連携を目的に提案募集リーフレットやコンテスト告知チラシなどを活用した広告事業の検討を開始し、CSR活動などの企業PRにつなげられる内容として、広告事業者(まち普請応援企業)の募集を行った。6社から応募があり、抽選により5社を選定し(表4-1-7)、令和5年度事業から応援企業として広告していく予定である。今後、まち普請応援企業と提案団体との連携や、企業の地域まちづくりへの参画が期待される。

新型コロナウイルス感染症の影響下において市民活動が停滞する中、住民主体の地域まちづくり活動への支援を継続するため、令和2～3年度のコンテストは、時間の短縮・参加人数の限定をして実施するとともに、公開性を担保するためYou Tubeを活用したライブ配信を実施するこ

とで、各年度とも例年通りの3件を整備対象とした。また、部会や提案グループの伴走支援等においても、Web会議を活用するなど、感染予防策を徹底しながら事業を推進した。

令和3年度には令和元年度・2年度に施設整備した団体による「整備成果報告会」を、オンラインで開催。コロナ禍でも地域まちづくりに取組みたいという市民のニーズにしっかりと応えることができた。

(3) 認識している課題

地域まちづくりに関する提案を増やしていくためには、広報・普及活動を精力的に行い、一定数以上の応募数が継続されるよう取組む必要があると同時に、地域まちづくりの活動をしたい市民に、このまち普請事業を知ってもらい、チャレンジしてもらうために、広報・普及活動を更に精力的に行っていく必要がある。

近年は、地域の居場所づくりを目的とする「休憩・交流施設」の提案が増えているため、「休憩・交流施設」以外の整備も可能であることをPRし、まち普請の特徴である多様なアイデアの提案につなげていく。

また、提案団体への実現性や地域まちづくりへの発展性などが期待できる取組となるための伴走支援を引き続き行うことと併せて、整備後の活動団体のフォローや、助成対象としなかった団体に対するフォローなどについても、引き続き推進していくことが重要である。

委員会の評価	本市の見解
<p>【提案の偏重（拠点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12件すべてが休憩・交流施設の整備であることを分析する必要があるのでは。地域の多世代居場所づくりは公的な現行施設で補える工夫もあるのではないか。 ・まち普請の良いところは分野を問わず、町の課題を自分たちで解決しようと考えている人たちに大きな補助金を用意している、それに至るプロの支援の道筋がしっかりあること。 <p>「休憩・交流施設」が多いとのことだが、それは地域の課題が「休憩・交流施設」なのであって、まんべんなくプロジェクトが動いている必要は必ずしもないとする。ただし、いろいろできる、というまち普請のアピールは必要。むしろ、今の課題は「休憩・交流施設」ととらえている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4か年で整備された12件がすべて休憩・交流施設となっている。みんなに誇れる魅力ある景観づくりといった視点を持つ提案が期待される。 	<p>本市全体の取組として、まち普請事業以外にも「地域緑のまちづくり事業（平成21年度開始）」などもあり、市民が目的とする活動に対して各局のテーマに沿った支援を選択・活用できることで、まち普請での拠点整備の提案が多くなっていることの要因の一つだと考えています。</p> <p>また、まち普請で整備された交流拠点は、多世代や多文化交流の場、働く場など様々な目的で整備され、また、外構改修など複合的に整備されていることは特徴的であると認識しています。</p> <p>このように、分野不問の特性を生かし、様々な市民のアイデアを引き出していけるようホームページや広報誌、区局職員からの紹介などを通じて積極的に市民にPRしていきます。</p>
<p>【提案内容と評価基準】</p> <p>提案団体の構成や整備空間への関わり方が多様になってきており、現在の評価基準が想定している活動を超えていると思われることがある。近年の状況あるいは将来を想定した、見直しが求められるのではないか。</p>	<p>これまでの地域まちづくりは、地域に居住する者・事業を営む者・建物等を所有する者を地域住民等の対象として地域まちづくりを進めてきました。しかし、現在の地域活動は、SNSの活用などもあり必ずしも地域に由来しない人々による活動も活発化してきていると見受けられます。</p> <p>このような多様な活動を「地域まちづくりの推進」としてどう評価していくのか、引き続き、検討していきます。</p>

<p>【提案のブラッシュアップ】</p> <p>応募数の増加よりも、事業趣旨も十分な理解を踏まえた提案による1次コンテストの実施を期待したい。そのために、事前研修会の実施や事前相談の義務化などの対応が必要だと思われる。</p>	<p>これまでの提案の中で、数年前からの活動をベースにまち普請に提案し実現する例も多くあります。応募年度以前の活動団体とも対話をして提案につながることは重要だと考えており、支援団体との連携もしながら取組を進めます。</p> <p>一方で、提案募集年度からの活動もしっかり支援していくことも重要であり、早期の事前相談などを促進していきます。</p>
<p>【整備後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「休憩・交流施設」の奥にあるさらなる課題、その後何に困っている・うまくいかない事例はをリサーチすることで、今後取り組むべき事業の方向性が見えるのではないか。 ・各団体の経験を新たな提案内容や他の団体の活動に活かすために、活動懇談会だけでなく、団体間のネットワークを構築する機会をつくってもいいのではないか。そのような整備後の活動を支援する仕組みについても検討が必要だと思われる。 ・まち普請は、課題解決や魅力づくり、市民主体性発揮や市民活動を盛り上げるうえで重要な制度であり、コロナ禍でも多くの応募があったことは大変素晴らしい。今後とも発展することを強く希望する。 <p>地域の状況変化や新たなニーズが生じた場合や、中心人物が関われなくなった場合など、整備後の管理に苦慮しているケースもある。さらに発展できるような仕組み(例えば、フォローアッププログラムとして、新たな展開や工夫を含めた前向きな提案をしてもらう仕組みを検討するなど)を検討してはどうか。</p>	<p>整備後の課題等把握のため、過年度整備団体へのヒアリングを2年度に12団体、3年度に9団体行い実施しています。ヒアリングの結果、特に初期(平成18年～22年度頃)に整備された団体の多くが、担い手の高齢化を課題としている一方で、担い手の交代を実現している団体もあります。</p> <p>整備後の課題は、年齢構成・活動内容等で様々ではありますが、多様な整備を実現してきたまち普請の豊富な実績と実践のノウハウを持つ整備団体同士のネットワーク構築は、課題解決のためのノウハウを共有するための一つの方法だと考えます。</p> <p>また、ヒアリング時での要望の多かった運営時の助成金情報の提供について、適切なタイミングでの情報提供(まち普請メールマガジン等)を行っていきます。</p> <p>引き続き、整備団体へのヒアリングも行い、整備団体のニーズなど確認しながら、団体同士のネットワーク構築や他の支援策について検討していきます。</p>

<p>【子どもの参加】</p> <p>まち普請の枠の中に子どもや若者による提案事業ができるような仕組みをつくと、担い手育成の起爆剤となるのではないか。</p>	<p>子どもや若者がまちづくりに興味を持つことは、将来のまちの担い手の育成という観点でも、とても重要と考えています。</p> <p>現在行われている子どもを対象とした活動（ミニヨコハマシティ、Mini Mini Midori+SDGS等）や他都市事例なども研究しながら、現在のまち普請の枠組との整合について検証を行い、今後何ができるか検討していきます。</p> <p>なお、まち普請事業においては、応募リーフレットやホームページなど広報物のビジュアル改善など、若い世代への訴求を図る工夫を行いながら、本事業を進めていきます。</p>
<p>【プロジェクト型事業の支援のあり方】</p> <p>まち普請事業というよりも、プロジェクト支援（プランやルールではなく、事業の支援）のあるべき姿を議論し、その中でまち普請事業がどのような役割を果たすのか、どのような課題があるのかを考えるべき。</p>	<p>まち普請事業も含めた、地域まちづくり支援制度全体でプロジェクト事業の支援について検討するとともに、他局事業なども含めた今後のあり方について検討していきます。</p>

4-1 ヨコハマ市民まち普請事業の実施状況

【表 4-1-1】 制度の特徴

1	施設（ハード）整備を実現するための助成のほか、一次コンテスト通過グループへの活動助成も行っていること。
2	助成金の助成率を設定しない代わりに、整備における労力、整備した施設の維持管理、整備に要する費用の一部などの負担を求めていること。
3	多様化する市民ニーズに対応し、整備分野を限定していないこと。
4	一次コンテストを通過した提案グループに対し、行政や過去の整備グループとの話し合いの場づくりや活動費用などを支援し、その上で二次コンテストを行うという2段階の選考システムとしていること。
5	コンテストは、市民委員を含む外部の審査員の選考に委ねており、選考のプロセスすべてを公開し、透明性、公平性を確保していること。

【表 4-1-2】 制度の改善点・取組

年度	主な改善点・取組
R1	・平成31年3月から令和3年3月まで、地域のまちづくり団体とクラウドファンディング事業者とのマッチングを試行実施
R2	・「ヨコハマ市民まち普請事業における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を定め、それに基づき事業を実施。 ・過年度整備施設のヒアリング調査(12施設) ・活動助成金の対象となる「まちづくりコーディネーター等への謝礼・技術料」について、まち普請事業を十分に理解しているまちづくりコーディネーター等に対象を限定することとし、活動助成金交付要領の改正を実施。
R3	・過年度整備施設のヒアリング調査(9施設)
R4	・「メンバーの過半が整備施設のグループのメンバー」かつ「同じ場所」の提案であった場合は「提案は受理しない」とし、ヨコハマ市民まち普請事業制度要綱を改正。

【表 4-1-3】 応募状況集計

	応募件数	選考件数	整備件数
H17	31	7	-
H18	22	5	7
H19	10	5	5
H20	11	4	4
H21	9	5	4
H22	9	4	5
H23	7	3	4
H24	10	3	3
H25	6	3	3
H26	7	3	3

	応募件数	選考件数	整備件数
H27	9	3	3
H28	14	3	3
H29	12	3	3
H30	14	3	3
R1	12	3	3
R2	11	3	3
R3	8	3	3
R4	11	3	3
合計	213	66	62

【表 4-1-4】ヨコハマ市民まち普請事業応募団体一覧（令和元年度～令和4年度）

区	整備提案名	提案主体名	整備場所		整備内容 メインが◎						整備テーマ メインが◎				結果	
			公有地	民有地	植樹・花壇・伐採	水環境の整備	広場・遊び場	みち空間整備	休憩・交流施設	設備	歴史・文化	自然	防災・防犯	美化・環境改善		子ども・親支援
令和元年度 12 団体応募 5 団体 1 次通過 3 団体整備助成決定																
神奈川 保土ケ 谷	まちへの愛着を育てるサイン づくり	羽沢横浜国大新駅周辺 地域の魅力あるまちづ くり推進会	○					◎	○				◎			
西	夢でつながるコミュニティー カフェとフリースペース	声の健康推進協会		○					◎						◎	
南	横浜永田・里山整備ステー ション	横浜永田・里山を守る会	○		◎						◎				一次通過 (辞退)	
港南	いつでも使える地域に必要な “生活用水”の確保	地域の“生活用水”を確 保する会		○								◎				
港南	コミュニティカフェの新設	みんなが繋がる憩の家 icocca 作り隊		○					◎					○◎	R2 整備	
港南	たかのす公園集会所建設整備 計画	たかのす自治会建設委 員会・集会所計画チーム	○						◎						◎	一次通過
港南	井戸端「ささげテラハ」～多 世代コミュニティ拠点～	sasage5235 プロジェク ト		○					◎					○◎		
金沢	Wi-Fi を活用した災害に強い まちづくり	高舟台防災まち普請推 進委員会	○							◎			◎			
金沢	農×教育×観光による循環型 社会的観光農業プラン	横浜金澤アーバンアグ リカルチャー・デザイン センター		○	○	○			◎				◎			
港北	カベを取り払ってみんなが自 由になる「ひろば」づくり	菊名・錦が丘にみんなの “ひろば”をつくる会		○	○	○			◎					○◎	R2 整備	
戸塚	健康HUBステーション『W i s e m a n - C a f e』	『M e m b e r = W i s e m a n』		○					◎						◎	
泉	みんなの絵本のお家	おはなしの風		○					◎					○◎	R2 整備	
令和2年度 11 団体応募 6 団体 1 次通過 3 団体整備助成決定																
鶴見	岸谷第二自治会防災まちづく り・防災井戸整備	岸谷第二自治会	○			○				◎			◎			
神奈 川	子安台の空き家を活用した交 流拠点づくり	空き家を活用して子安 台と新子安に交流拠点 をつくる会	○						◎					○◎	R3 整備	
神奈 川	多世代交流ひろば	いろいろな人の居場所 をつくる会		○					◎					○◎		
港南	スマホで繋ぐ with コロナ時 代の虹色ステーション	+α (プラス アルファ ー)		○					◎					○◎	一次通過 (辞退)	
保土 ケ谷	ビオガーデン防災機能及び パーゴラ・プロジェクト	Code for Hodogaya	○				◎			○			◎			
旭	左近山魅力発信スタジオ	左近山魅力発信委員会		○					◎						◎	
旭	都市型里山ライフの普及に よる地域循環里山モデル構 築	里山再生よこはま森の アトリエ		○	◎	○							◎		一次通過	

【表 4-1-5】クラウドファンディング試行実施結果

団体名	クラウドファンディング企業	資金調達目的	目標金額	達成金額 (達成率)	支援者数
おもいやり隊 (NPO 法人 おもいやりカンパニー)	アカデミック・リソース・ガイ ド株式会社、READYFOR 株式会社	拠点の耐震工事 費、改修工事費	180 万円	189.5 万円 (105%)	117 人
NPO 法人 Connection of the Children	株式会社朝日新聞社	レシピ本の製作資 金	100 万円	111.1 万円 (111%)	137 人
つみれプロジェクト実 行委員会	株式会社朝日新聞社	イス等材料費、活 動運営費など	100 万円	122.8 万円 (123%)	163 人
NPO 法人 さくら茶屋 にししば	株式会社朝日新聞社	物語本の製作・出 版費	100 万円	138.5 万円 (138%)	200 人

【表 4-1-6】過年度整備施設 ヒアリング先一覧

No.	整備 年度	現 存	タイトル	グループ名	調査 年度
1	H18		岸谷公園を中心とした、まちの防災・防犯拠点の 再整備	岸谷第二自治会	R2
2		×	横浜寿町ホステルビレッジ街化事業	横浜寿町ホステルビレッジ街化事業実行 委員会	
3			子どもの遊び場、ピオトープづくり	永田町上第三町内会	
4			東海道保土ヶ谷宿松並木・一里塚等再創造プロジ ェクト	東海道保土ヶ谷宿松並木プロムナード実 行委員会	
5			高田東小学校の雨水貯留・浸透施設の設置とピオ トープ整備による流域学習推進事業	高田東小学校の雨水利用をすすめる会	
6			花*花に染々水やり	花*花倶楽部	
7			バス停前傾斜地の緑化事業	舞岡第二ゆめプロジェクト推進会	
8	H19		不便な盆地も雨水・湧き水で大変身!	西戸部二丁目第一自治会わくわく倶楽部	R2
9			日ノ出町・初黄地区ライトアップ地域浄化構想	美しい環境・市民文化づくりの会	
10			登り窯付属施設及び周辺環境の整備	登り窯と永田の自然を守る会	
11			車椅子使用者の為のリフト設置と相談ルームの 増設	在学支援サービス さわやか港南	R3
12			地域のコミュニケーション基地「うさきちハウ ス」づくり	うさきちハウスづくり実行委員会	
13	H20		地元企業・地主と市民による安全・安心のみちづ くり	新羽駅周辺街づくり協議会	R2
14			荒磯川源流の日本庭園・清流復活	茅ヶ崎公園・緑道愛護会	R3
15	H21		森に隣接した旭高校外周道路のコミュニティ空 間化	よこはま里山研究所川井緑地森作りプロ ジェクト	R3
16			都筑民家園に市民に親しまれる本格的な「茶室」 を整備	茶室を贈る有志の会+茶室まち普請・活用 推進委員会	
17	H22		鶴見川大曲、花と緑と水の広場づくり	駒岡連合町会大曲広場整備実行委員会	R3
18		×	地域ぐるみで地域開放型コミュニティ・サロンを つくる	地域開放型サロンを豊岡につくる会	R2
19	H23		初黄・日ノ出町地区に集いの広場を! 階段広場を つくる	初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会 チー ムひろば	R3
20			長津田の樹木を利活用したアートワークプロジ ェクト	長津田駅北側まちづくり協議会	
21	H24		地域力醸成の拠点となるコミュニティサロンの 整備	湘南八景自治会役員と湘南八景「お助けマ ン」	R3

【表 4-1-7】令和 4 年度 応援企業選定一覧 (選定企業のみ) ※令和 5 年度事業から広告開始

No.	コース名	企業名	業種
1	地域貢献活動 PR コース	ウスイホーム株式会社	不動産仲介業
2		株式会社リライト	不動産仲介業
3	一般コース	石井造園株式会社	造園業
4		グランコーヨー株式会社	学校教材・OA 機器・事務用品の販売等
5		株式会社平松造園	造園業

5. 顕彰事業、広報（普及啓発）活動

顕彰事業は、地域の個性を生かした魅力あるまちづくりを推進する目的で、平成11年度から隔年で「横浜・人・まち・デザイン賞」（以下、「デザイン賞」）を実施しており、令和3年度の募集で第10回を迎えた。デザイン賞は、魅力あるまちづくりへの貢献が認められる活動を対象とした「地域まちづくり部門」と、魅力ある都市空間の形成に寄与しているまちなみ、建築物などを対象とする「まちなみ景観部門」の2部門で構成され、市民公募によるものの中から、「地域まちづくり部門」は横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会の選考に基づいて表彰対象を決定している。

広報活動は、地域まちづくり制度の広報及び普及啓発としては、メールマガジンや市民向けに各制度を紹介したパンフレット等を発行、配布して、地域まちづくりについて、より良く知ってもらうための情報を発信している。また、これからの地域まちづくり活動の参考になるような事例を市職員自ら取材し、4年に1度発行している地域まちづくり白書で紹介している。

(1) 実施状況

ア 人・まち・デザイン賞

募集・選考を行う年度の翌年度に表彰式を行い、第10回デザイン賞は、多岐にわたる分野のまちづくり団体がエントリーされ、19団体が選考対象となり、本賞6団体が選考された（表5-1-1）他、各活動団体に対しての企業や学生の関わりも見られ、15の個人又は団体が支援賞に選考された。（写真5-1-2）

第10回表彰式には、まちなみ景観部門と合わせて受賞関係者約50名が出席し、副市長から各グループの代表者に表彰状と記念のプレートが贈られた。

※令和2年度に実施予定だった第10回デザイン賞は、コロナ禍で地域活動やイベントの実態調査、ヒアリング調査などが行えず、本来の評価が難しいことから令和3年度に延期した。

イ 広報活動

地域まちづくり活動を周知するために広報よこはま区版への掲載や、新聞、タウン誌等の他、SNSを活用して情報提供を行っている。

地域まちづくり白書については、当初令和3年度に作成を予定していたが、コロナ禍により延期し、各地域へのインタビュー取材を令和4年度に実施、その動画及び記事公開を令和5年度に予定している。

(2) この4年間の取組

ア 人・まち・デザイン賞

第9回の選考を経て、調査票などの書類だけでは活動内容を十分に把握するための情報が不足していることから、第10回の選考以降、二段階の選考方式に改正した。

第10回の選考方法は、一次選考でこれまでと同様に書類審査を実施した上で、一次選考の通過団体に対して活動調査（ヒアリング）等を行い、その調査票をもとに、二次選考で表彰部会の意見交換による審議を踏まえて、委員の過半数の得票により顕彰対象を決定する。その結果、より活動の実態を把握した上で審査を行った。

受賞団体の広報については、各区でパネル展示や広報よこはま区版への掲載等を行っている他、令和2年度には、これまでの受賞団体（54団体）に今後の地域まちづくりに関する顕彰制度の参考にすることを目的にアンケートを行った。（表5-2-1、5-2-2）

イ 広報活動

広報手段として、広報よこはま区版への掲載、メールマガジンや支援制度パンフレットなどの発行物を活用し、継続的に市民に周知している。

(3) 認識している課題

ア 人・まち・デザイン賞

令和2年度のアンケート（表5-2-1、5-2-2）では、本賞受賞団体から活動の後押しになっているとの一定の評価を得ている。その一方、「賞の知名度が低いのもっと広く発信してほしい。」という意見もあることから、本表彰事業をより広く認知してもらうための情報発信の方法の検討が必要である。

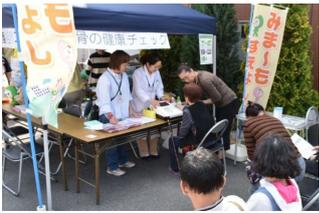
イ 広報活動

今までの広報は、リーフレットや冊子等紙媒体を主としたものであり、デザイン賞と合わせてホームページのリニューアルなど、まちづくりの取組の情報発信の方法を見直す必要がある。

委員会の評価	本市の見解
<p>【デザイン賞の周知】</p> <p>「デザイン賞」の意義・価値がもっと広く浸透し、わかりやすく理解されることと同時に、賞を受けることによるインセンティブも大事なはずで、その点をさらに工夫する必要がある。</p> <p>・コロナ禍の時期の応募でも多くの素晴らしい団体が表彰できたことは良いことである。</p> <p>一方で、「デザイン賞」が一般的に知られておらず、PR 不足である指摘もある。公募かつ多様な団体の募集における情報提供・情報交換の方法やその効果、ニーズについて、受賞団体等と意見交換をしながら、積極的に強化することが重要である。</p> <p>なお、受賞団体を紹介する本市のホームページは、検索が難しく関心のある人が関心のある活動を簡単に調べられるように工夫することが望まれる。また、詳しく知りたい人が調べられるようにする必要がある。</p> <p>回を重ねて、まちづくり活動の団体の目標となる賞になっていると感じる。</p> <p>その一方で、市民には賞自体がよく知られているとは言い難い。現在の紙媒体中心の広報では周知に限界があるように思える。たとえば WEB で直近の受賞者の活動を選考段階のヒアリングをもとに伝えるといった、読んでもらえるような工夫が必要ではないだろうか。</p>	<p>デザイン賞の意義は、表彰されることにより、受賞団体のさらなる活動の後押しになるとともに、他の地域まちづくり活動団体がこれらの活動を参考にし、挑戦するきっかけになることであると考えています。</p> <p>このようなまちづくりの取組の拡がりにより効果的にしていくためには、本事業の認知度向上が必要であり、これまでも、広報手段の見直し（SNS の活用、対象者を整理した募集リーフレットの配架場所の検討等）を行ってきました。引き続き、効果的な広報の仕方を検討していきます。</p> <p>また、本市ホームページについても、まちづくりに関心を持った方が「デザイン賞」や、受賞した団体の「まちづくり活動」を容易にかつ興味を持てるよう、紹介する内容の整理や文章・画像等構成の見直し、検索性を高める等、ホームページの工夫・改善を行っていきます。</p>
<p>【地域まちづくりに関するプロモーション】</p> <p>より良い選考方法を検討していく中で現在の形式（二段階の選考方式）になったことは評価できる。</p> <p>一事業の広報としてだけでなく、横浜の地域まちづくり全体のプロモーションや、様々な新しい考え方や取組スタイルの普及・啓発活動など、意欲的な普及・啓発活動を進めていくことを望む。</p>	<p>地域まちづくり全体のプロモーションは重要であると考えています。デザイン賞の受賞団体の活動紹介にとどまらず、地域まちづくり活動のノウハウとして紹介していくとともにデザイン賞の獲得が地域まちづくりの目標となるような賞の認知度向上を目指し、引き続き、プロモーションや普及啓発について検討していきます。</p>

5-1 人・まち・デザイン賞

【表 5-1-1】令和3年度 第10回横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門 表彰対象（活動概要等）

No	活動名称／活動団体	区	活動概要
1	<p>みんなで作るコミュニティ農園「ミソノガーデン」／熊野の森もろおかスタイル</p> 	鶴見・港北	<p>東日本大震災をきっかけとして、地域コミュニティと自然エネルギーをテーマに、未来の子どもたちに豊かな環境を引き継ぎたいと考え活動を始めました。</p> <p>参加者と主催者が共に楽しめるよう、「エコストープ de 朝ごはん会（電気・ガスを使わない食事会）」の開催や、グリーン電力による野外幻燈会などを企画することで、楽しく参加型のイベントになるよう工夫をしています。コロナ禍ではイベント等ができない中、「ミソノガーデン」での農作業を通じた活動は屋外であるため、「土に触れたい」という近隣の子もから高齢者まで多くの参加があります。その結果、安全な食べ物や環境について考え、家庭の野菜くずを堆肥にすることでごみを減らすことにもつながりました。また、2020（令和2）年末から始めた養蜂を通じ、人と生き物の共存についても考える機会となっています。</p> <p>「ミソノガーデン」での活動を通じて、地域のコミュニケーションや自然環境の大切さを考えることがまちに広がっています。</p>
2	<p>地域の多職種連携による見守りネットワーク事業／ケアサークルみま～もすえよし</p> 	鶴見	<p>地域見守りネットワーク「ケアサークルみま～もすえよし」は、鶴見区末吉地区及び周辺の医療・福祉分野の専門職と民間企業が手をつなぎ、安心していつまでも元気で暮らし続けられるまちづくりを目指しています。</p> <p>地域ではこれまで、高齢者の孤立や認知症の徘徊などに直面することが多くありました。そこで日頃から顔見知りになることで異変に気づき、困った時に声を掛け合えるような見守りネットワークの仕組みを模索、「登録者カード」と健康・生活セミナー開催を組み合わせた活動をスタートさせました。</p> <p>活動を始めて10年以上経ち、道ですれ違えば挨拶をして様子の変化に気づけるようなつながりの輪が広がっています。高齢者に限らず、地域とつながることが難しい方も安心して生活できるよう活動を進めています。</p>
3	<p>お年寄りにやさしい街 六角橋 ～オレンジプロジェクト～／オレンジプロジェクト実行委員会</p> 	神奈川	<p>「地域に住んでいる方のためになるような、地域課題に取り組むボランティア活動をしたい！」という大学生の声から、少子高齢化の問題に着目し、様々な団体と協力しながら「認知症や高齢者にやさしいまちづくり」を進める認知症の啓発活動を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生や若い世代にも「認知症」について知って欲しい。 ・地域全体として「お年寄りにやさしい街」を創る、または創るきっかけを提案する。 ・「認知症サポーター」など啓発活動が無くとも誰もが『当たり前』に共生できる社会を目指す。 <p>これらを目指し、学生と地元商店街が中心となりランチョンマットを使った認知症の周知など多彩なアイデアで「地域の多様な団体と協働した『まちづくり』を進めるきっかけ」を生み出す工夫をしています。今後もこれまで紡いできたつながりを生かし「コロナ禍でも『今』出来るコトを諦めない」を合言葉に活動を継続しています。</p>
4	<p>美しが丘100段階プロジェクト／美しが丘中部自治会アセス委員会遊歩道ワーキンググループ</p> 	青葉	<p>美しが丘の地域資産である遊歩道を通じて、住民や子どもたちの地域への愛着の醸成と若い世代の地域活動参加を目指し、連綿と続いてきた美しが丘のまちづくりスピリットを次世代につないでいくために活動を始めました。</p> <p>幅広い世代の参加を目指すため、デジタル情報の発信だけでなく、紙媒体での印刷物の製作にも注力した「たまブラ遺産MAP」は、コロナ禍で遊歩道を散歩やランニングに利用する人々にも利用されています。</p> <p>また、ヨコハマ市民まち普請事業で整備した「100段階」は、カラーリングされたことで階段を歩くことが楽しくなった、夜も明るくなり防犯面も安心と好評を得ています。毎年3月の卒業式の朝には、階段上にある小学校の卒業生を祝うフラワーポットが並ぶ「花の100段階」に姿を変えます。</p> <p>コロナ禍により、まちは寝に帰る場所から生活する場所へと変化し、居住地域について考える人も増えてきた中、コミュニティづくりのあるべき姿を模索する努力を続け活動しています。</p>

<p>5</p>	<p>地域で子どもを育てる～子どもの体験活動と大人の学び支援～/NPO 法人あおば学校支援ネットワーク</p> 	<p>青葉</p> <p>学校支援ボランティアコーディネーター養成講座を受講した様々な立場の人が集まり、教員や困っている子どもへのサポート、地域での体験活動、世代間交流の機会等をつくり、子どもも大人も成長するまちづくりを始めました。</p> <p>青少年をはじめとする全ての市民に対して、学校や地域で多様な学びの機会をつくり、自己肯定感を持って自分らしく生きることができるよう取組を進めています。</p> <p>主催者も含め、年齢を問わず誰もがワクワクする活動をモットーにしているため、異世代でおばけやしきをつくる、段ボール箱でまちをつくり防災キャンプをするなど、楽しいイベントを企画することが、まちづくりや子どもたちの成長につながる仕掛けとなります。各活動に参加した子どもたちが、立場を変えながら下級生の面倒をみるようになり、ボランティアとして指導する側に加わる流れができ、各世代が成長できる機会として継続しています。</p>
<p>6</p>	<p>こどもたちの手で大人と一緒に住み続けられるまちづくり / 認定 NPO 法人ミニシティ・プラス</p> 	<p>横浜 市 全 域</p> <p>こどもの力をもっとまちづくりに生かすことで地域社会が豊かになり、こどもたちの自己肯定感の醸成にもつながる。「まちはそこに暮らす人、かかわる人たちで創り上げていく」という理念を元に、「まちづくり」を通して大人も子どもも楽しみながら学んでいくことを目指しています。</p> <p>「こどもが主体」を実現するため、そのこどもたちがお客様ではなく大人と対等な立場で活動できるよう、大人への丁寧な事前説明を行う。メンバーとして活動するこどもたちにも研修を行う。司会進行やプレゼンなどもこどもたちに積極的にチャレンジしてもらうなど。こどもたちがひとりの人として主体的に参加できるよう、こども・大人の双方向に注意を払って活動しています。</p> <p>「こどもが多様な大人と関わることが豊かな学びにつながる。」こども記者の取材により、地域の魅力を伝えることで、大人もまちに関心を深めるなど、こどもたちの社会参画の場をこれからも守り続けています。</p>

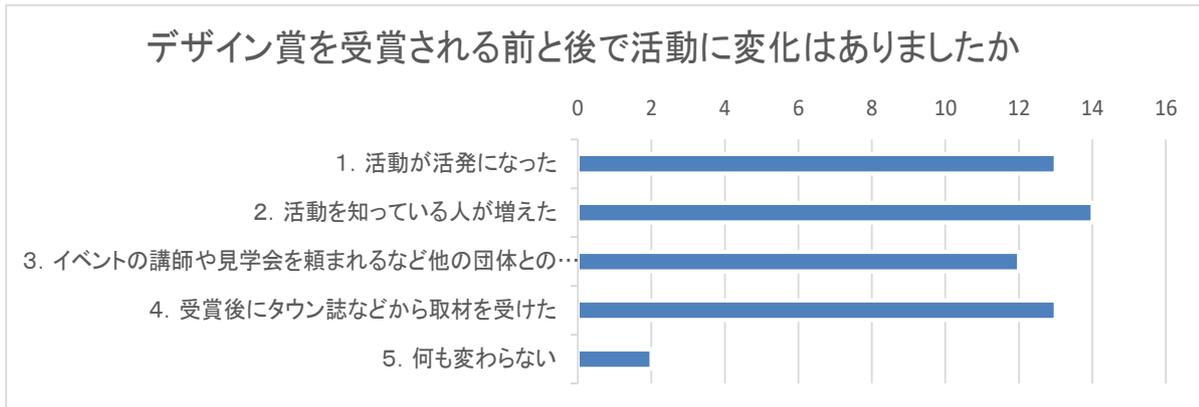
【写真 5-1-2】 第 10 回横浜・人・まち・デザイン賞 授賞式の様子



5-2 人・まち・デザイン賞受賞者向け令和2年度アンケートについて（一部抜粋）

令和2年度に第10回デザイン賞募集にあたり、これまで受賞された団体（54団体）に今後の地域まちづくりに関する顕彰制度の参考にすることを目的にアンケートを行い、25団体から回答を得ている。

【表5-2-1】アンケート結果



※複数回答有のため、回答数と一致しない。

【資料5-2-2】アンケート自由記入欄

- ・一般的には知られていない賞と思う。まちを育てるひとを称えて育てる賞として、もっと広報的に知名度のある賞にしていただければ、もっと人が育ってくれるのではないだろうか。
- ・長く続けているのに、賞自体の認知度はあまり高くはないのかな、というのが率直な感想です。
- ・市としてもっと権威のあるものとして大々的に発信して欲しい。世間に受賞の価値が伝わっていない。
- ・賞を受賞した事で、団体が助成金に応募する際に明記でき、後押しを頂いている。
- ・ネーミング含め、素敵な賞なので是非継続して欲しい。
- ・マスメディアに載り知名度が広がり来街者が増える。
- ・もっと市民に活動している人たちの活動をPRするべきと思う。活動例の紹介が少ない！
- ・当会は地域まちづくり部門で受賞しましたが、その後の活動に大きな励みとなっています。横浜市には、まち普請などの優れた制度を行っていただいて、地域の活性化、魅力のあるまちづくりに貢献していると考えております。

※その他アンケートの詳細は、横浜市ホームページをご覧ください。

「デザイン賞受賞者アンケートについて」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/keikanchousei/hyosho/sofar/dezanketo.html>

6. 横浜市地域まちづくり推進委員会の開催状況

地域まちづくり推進委員会（以下、「委員会」という）は、地域まちづくりに関する基本的事項を調査審議するため、地方自治法に基づく市長の附属機関として位置付けられている。委員会では、地域まちづくりに関する基本事項や組織認定、プラン・ルール認定等に向けた審議を行っている。委員の任期は2年間である。

委員会には、部会を設けることができ、ヨコハマ市民まち普請事業において、市民からの身近なまちの施設（ハード）整備に関する提案の選考等を担当するヨコハマ市民まち普請事業部会、横浜・人・まち・デザイン賞において、顕彰対象となる優れた地域まちづくり活動の選考等を担当する表彰部会が組織され、それぞれ審議や選考を行った。

(1) 開催状況

ア 地域まちづくり推進委員会は4年間で10回開催し、審議された地区数は、組織認定が5件（うち2件は変更）、プラン認定が6件（うち3件は変更）、ルール認定が2件（うち5件は変更）である。

この4年間で、これからの地域まちづくりに関する議論を複数回重ね、「ハード整備によるまちづくりの支援の仕組みと地域のまちづくりの取組みがミスマッチになってきている。」「地域まちづくりに取り組む中で、合意形成をすることがハードルになってきている。」など、制度改正のきっかけとなるような意見は多く出てきた。

イ ヨコハマ市民まち普請事業部会は4年間で26回開催

ヨコハマ市民まち普請事業部会は、事務局に対する運営全般に係る助言のほか、コンテストでの審査・選考を担当した。

運営全般に係る助言では、市民が主体となったまちづくりが一層推進されることや、事業の成長発展のための公民連携の取組等について活発な議論が行われた。

提案グループと直接向き合うコンテストでは、各委員の知見や経験に基づいて、提案内容の精査や今後の発展的な活動につながる助言も行われた。

ウ 表彰部会は4年間で6回開催

表彰部会は、事務局に対する制度全般に係る助言のほか、顕彰対象とする地域まちづくり活動の審査・選考を担当した。

顕彰対象の選考では、各委員の知見や経験に基づいて、応募内容を審査し本賞のほか、支援賞の選考を行った。なお、2回は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会と合同で開催された。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度に募集を1年見送ったことから、令和3年度に募集を行い、その審査等のために表彰部会を開催した。

(2) この4年間の取組

ア 委員会での審議案件については、地域の代表者が市の担当者と共に、委員会においてこれまでの活動状況や案件の内容、今後の活動への意欲等を説明し、委員からの質疑にも対応する方法で行われている。委員は地区の活動の良さを聞き出し、今後の活動に結び付けられるかという視点で審議を進められたと考える。地区の代表者に対しては、今後の活動に向けてのアドバ

イスや改善提案を含めた前向きな議論が行われた。また、審議案件以外にもこれからの地域まちづくりというテーマを複数回取り上げながら、議論を深めた。

コロナ禍における4年間は、WEB会議形式を併用したりリモート開催を行うなど、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点や委員の方々がより参加しやすい委員会の運営に努めた。

イ ヨコハマ市民まち普請事業のコンテストでは、選考のプロセスをすべて公開することで、透明性、公平性の確保を図っている。

部会の委員は、ひとつひとつの提案に真摯に向き合い、地域課題の解決に資するハード整備の内容にとどまらず、その後の地域コミュニティの発展という視点を持って審査・選考を行っている。コンテストの場では、まちづくり提案に臨んだ応募者と1日かけて公開の場での意見交換等を行い、選考・不選考を決める役割を担っている。そこでは、不通過となったグループへの助言と再チャレンジへの期待を伝え、通過となったグループには助成金が交付される意義と、地域まちづくりの進展へ力を発揮することへの責務を分かりやすく伝えるよう努めている。

このような委員の尽力等により、ヨコハマ市民まち普請事業の透明性、公平性の確保につながっている。

ウ 表彰部会では、応募された対象の中から、顕彰対象となる地域まちづくり活動の選考と、本賞の表彰対象となる活動主体の決定の他、支援賞の表彰対象となる活動主体の決定を部会の委員が総合的な視点で審査している。

特に「第10回横浜・人・デザイン賞」では、第9回の課題のひとつとして「調査票だけでは、活動の把握が難しい」というご意見があった。それをふまえて、書類だけではなく、直接活動団体にヒアリングを行い、現在の状況や活動の詳細を把握することでより適正な審査につなげる「二段階の選考方法」を採用した。

6-1 委員会構成

第8期（令和元～2年度）

【表 6-1-1】地域まちづくり推進委員会の構成

委員長	名和田 是彦	法政大学教授
副委員長	杉崎 和久	法政大学教授
	五十嵐 洋志	市民委員（公募）
	奥村 玄	株式会社 GEN プランニング代表取締役
	関口 佐代子	関口佐代子一級建築士事務所主催
	高橋 茂雄	市民委員（公募）
	三輪 律江	横浜市立大学准教授
	室田 昌子	東京都市大学教授

【表 6-1-2】ヨコハマ市民まち普請事業部会の構成

部会長	杉崎 和久	法政大学教授
	植松 満美子	市民委員（公募）
	岡本 溢子	NPO 法人さくら茶屋にししば理事長
	加藤 功甫	市民委員（公募）
	川原 晋	首都大学東京教授
	後藤 智香子	東京大学先端科学技術研究センター特任講師
	菅 孝能	（株）山手総合計画研究所 代表取締役
	鈴木 やよい	NPO 法人横浜市民アクト理事

【表 6-1-3】表彰部会の構成

部会長	室田 昌子	東京都市大学教授
	奥村 玄	株式会社 GEN プランニング代表取締役
	五十嵐 洋志	市民委員（公募）
	齋藤 保	株式会社イータウン代表取締役
	田邊 寛子	まちひとこと総合計画室代表

注）委員は五十音順、各所属は当時のものを掲載

第9期（令和3～4年度）

【表 6-1-4】地域まちづくり推進委員会の構成

委員長	名和田 是彦	法政大学教授
副委員長	杉崎 和久	法政大学教授
	大野 玲子	市民委員（公募）
	片岡 公一	株式会社山手総合計画研究所代表取締役
	関口 佐代子	関口佐代子一級建築士事務所主催
	高橋 茂雄	市民委員（公募）
	三輪 律江	横浜市立大学教授
	室田 昌子	東京都市大学教授

【表 6-1-5】ヨコハマ市民まち普請事業部会の構成

部会長	杉崎 和久	法政大学教授
	朝比奈 ゆり	東京ボランティア・市民活動支援センター専門員
	飯尾 友子	本牧山頂公園和田山地区愛護会会長
	植松 満美子	市民委員（公募）
	加藤 功甫	市民委員（公募）
	川原 晋	東京都立大学教授
	後藤 智香子	東京大学外学院特任講師
	松村 正治	NPO 法人よこはま里山研究所 NORA 理事長

【表 6-1-6】表彰部会の構成

部会長	室田 昌子	東京都市大学教授
	大野 玲子	市民委員（公募）
	片岡 公一	株式会社山手総合計画研究所代表取締役
	齋藤 保	株式会社イータウン代表取締役
	田邊 寛子	まちひとこと総合計画室代表

注) 委員は五十音順、各所属は当時のものを掲載

6-2 開催状況と審議内容

6-2-1 地域まちづくり推進委員会（令和元年度～4年度）

■第45回委員会（令和元年6月6日）

- (1) 委員長選出について
- (2) 部会等の委員について
- (3) 地域まちづくりルール変更認定について（港南区）
ルール：丸山台まちづくりガイドライン
- (4) 地域まちづくり組織・ルール認定について（泉区）
組織：領家まちづくりの会、ルール：領家地区まちづくり指針
- (5) 地域まちづくり組織・プラン認定について（南区）
組織：井土ヶ谷上町第一町内会、プラン：井土ヶ谷上町第一町内会防災まちづくり計画
- (6) 地域まちづくり推進状況報告書・評価書及び見解書について

■第46回委員会（令和元年8月28日）

- (1) 地域まちづくり推進状況報告書・評価書及び見解書について
- (2) 地域まちづくりプランの今後の進め方について

■第47回委員会（令和元年12月3日）

- (1) 地域まちづくりプランの今後の進め方について
- (2) 公民連携による地域まちづくりの支援について
- (3) 地域まちづくり推進状況報告書・評価書及び見解書について

■第48回委員会（令和2年3月5日）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

■第49回委員会（令和2年11月12日）

- (1) 地域まちづくり組織認定の変更及びプラン認定の変更について（緑区）
組織：山下地区安全・安心まちづくり協議会、プラン：山下地区安全・安心まちづくりプラン
- (2) 地域まちづくりプラン認定の変更について（西区）
プラン：東久保町防災まちづくり計画
- (3) 地域まちづくりルール認定の変更について
ルール：湘南桂台まちづくり指針
- (4) 地域まちづくりルール認定の変更について
ルール：丸山台まちづくりガイドライン

■第50回委員会（令和3年3月11日）

- (1) 公民連携による地域まちづくりの支援
- (2) 地域福祉保健計画と地域まちづくり支援制度の連携にかかる検討
- (3) これからの地域まちづくり

■第51回委員会（令和3年5月18日）

- (1) 委員長及び副委員長の選出
- (2) 部会の委員の選出
- (3) これからの講義住宅地における地域まちづくり

■第52回委員会（令和3年10月28日）

- (1) 地域まちづくり組織・地域まちづくりルールの認定（旭区）
組織：藤和フレッシュタウン希望ヶ丘1街区まちづくり会
ルール：藤和フレッシュタウン希望ヶ丘1街区まちづくり指針
- (2) 地域まちづくりルール認定の変更（中区）
ルール：元町通り街づくり協定、元町仲通り地区街づくり協定
- (3) 第51回委員会を踏まえた今後の方向性（意見交換）

■第53回委員会（令和4年3月1日）

- (1) 地域まちづくりルール・地域まちづくりプラン認定の変更（神奈川区）
ルール：六角橋商店街地区まちづくりルール（全体区域）

プラン：六角橋商店街地区地域まちづくりプラン

(2) 地域まちづくり組織・地域まちづくりプランの認定（磯子区）

組織：氷取沢防災まちづくりの会

プラン：氷取沢防災まちづくりの会 防災まちづくりプラン

■第54回委員会（令和4年8月25日）

(1) 今後の地域まちづくりの進め方

(2) ヨコハマ市民まち普請事業の今後に向けた意見交換

■第55回委員会（令和5年3月7日）

(1) 地域まちづくり組織及びプランの認定について

組織：白幡上町自治会、プラン：白幡上町防災・防犯まちづくりプラン

(2) 地域まちづくりの推進状況について

～報告書・評価書・見解書（令和元年度～令和4年度）の作成に向けて

6-2-2 ヨコハマ市民まち普請事業部会（令和元年度～4年度）

■第74回部会（令和元年6月18日）

(1) 平成27年度一次コンテストの進め方について

■第75回部会（令和元年7月13日）

(1) 令和元年度一次コンテスト

■第76回部会（令和元年7月27日）

(1) 令和元年度一次コンテスト通過グループ活動懇談会について

■第77回部会（令和元年10月26日）

(1) 二次コンテスト対象提案現地見学会

■第78回部会（令和元年12月9日）

(1) 令和元年度二次コンテストの進め方について

■第79回部会（令和2年1月25日）

(1) 令和元年度二次コンテスト

■第80回部会（令和2年7月20日）

(1) 令和2年度ヨコハマ市民まち普請事業年間スケジュールについて

■第81回部会（令和2年9月7日）

(1) 令和2年度1次コンテストについて

■第82回部会（令和2年10月10日）

(1) 令和2年度一次コンテスト

■第83回部会（令和2年12月7日）

(1) 二次コンテスト対象提案現地見学会

■第84回部会（令和3年2月10日）

(1) 令和2年度二次コンテストの進め方について

■第85回部会（令和3年3月7日）

(1) 令和2年度二次コンテスト

■第86回部会（令和3年6月15日）

(1) 部会長及び職務代理者の選出について

(2) ヨコハマ市民まち普請事業の概要（年間計画）について

(3) 令和3年度ヨコハマ市民まち普請事業1次コンテストの開催概要について

(4) 令和3年度ヨコハマ市民まち普請事業1次コンテストの応募状況及び応募提案の概要について

■第87回部会（令和3年7月10日）

(1) 令和3年度一次コンテスト

■第88回部会（令和3年8月27日）

(1) 令和3年度ヨコハマ市民まち普請事業一次コンテストの振り返りについて

(2) 令和3年度活動懇談会について

■第89回部会（令和3年10月30日）

(1) 二次コンテスト対象提案現地見学会

■第90回部会(令和3年12月7日)

- (1) 二次コンテスト対象提案グループについて
- (2) 令和3年度2次コンテスト開催概要について
- (3) 2次コンテストの投票・選考方法及び1次コンテスト免除の考え方について
- (4) 令和3年度整備成果報告会、活動懇談会について
- (5) 令和4年度事業スケジュールについて
- (6) 令和3年度整備施設状況について
- (7) その他

■第91回部会(令和4年2月6日)

- (1) 令和3年度二次コンテスト

■第92回部会(令和4年3月3日)

- (1) 二次コンテスト振り返りにについて
- (2) 令和4年度整備提案募集について
- (3) 過年度整備施設の調査について
- (4) 令和3年度整備施設の状況について
- (5) その他

■第93回部会(令和4年6月14日)

- (1) ヨコハマ市民まち普請事業制度要綱の改正について(報告)
- (2) 令和4年度のスケジュールについて
- (3) 令和4年度1次コンテストの開催方法について
- (4) 令和4年度1次コンテスト応募提案の概要について
- (5) 令和3年度整備施設状況について(報告)
- (6) その他

■第94回部会(令和4年7月9日)

- (1) 令和4年度一次コンテスト

■第95回部会(令和4年8月26日)

- (1) 一次コンテストの振り返りにについて
- (2) 令和4年度活動懇談会について
- (3) 第54回地域まちづくり推進委員会でのまち普請事業に係る議事内容の共有(報告)
- (4) 令和4年度整備施設の状況について(報告)

■第96回部会(令和4年10月29日)

- (1) 二次コンテスト対象提案現地視察

■第97回部会(令和4年12月5日)

- (1) 令和4年度二次コンテスト対象提案グループについて
- (2) 令和4年度二次コンテスト開催概要について
- (3) 二次コンテストの投票・選考方法及び一次コンテスト免除の考え方について
- (4) 令和4年度整備成果報告会(令和3年度整備施設)について
- (5) 令和4年度整備施設状況について
- (6) 令和5年度事業スケジュールについて
- (7) 令和5年度に向けたまち普請事業の検討状況及び追加部会の開催について

■第98回部会(令和5年1月29日)

- (1) 令和4年度二次コンテスト

6-2-3 表彰部会

■第15回表彰部会(令和元年10月25日)

- (1) 部会長等の選出について
- (2) 横浜・人・まち・デザイン賞の概要について
- (3) 第10回横浜・人・まち・デザイン賞の進め方について

■令和元年度横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会及び横浜市都市美対策審議会表彰広報部会合同部会(令和2年1月30日)

- (1) 座長の決定について
- (2) 第9回横浜・人・まち・デザイン賞について

■第16回表彰部会(令和3年8月20日)

- (1) 部会長等の選出について
- (2) 横浜・人・まち・デザイン賞の概要について
- (3) 第10回横浜・人・まち・デザイン賞の進め方について
- (4) 第10回横浜・人・まち・デザイン賞の応募状況
- (5) その他

■第17回表彰部会(令和3年12月21日)

- (1) 選考について
- (2) 「地域まちづくり部門」の選考(本賞)
- (3) 「活動を支援した個人または団体」の選考(支援賞)
- (4) 今後の予定
- (5) その他

■第18回表彰部会(令和4年11月25日)

- (1) 第11回横浜・人・まち・デザイン賞地域まちづくり部門について(審議)
- (2) その他

■令和4年度横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会及び横浜市都市美対策審議会表彰広報部会合同部会(令和5年1月24日)

- (1) 座長の決定について
- (2) 第11回横浜・人・まち・デザイン賞について

(1) これまで制度の対象としてきたまちづくりと実績

条例制定以前からの取組としては、平成14年から「まちのルールづくり相談センター・コーナー」（平成16年度には各区役所に設置）で、主に建築協定、地域発意の地区計画の検討等、ルールづくり全般の相談に対応してきた。

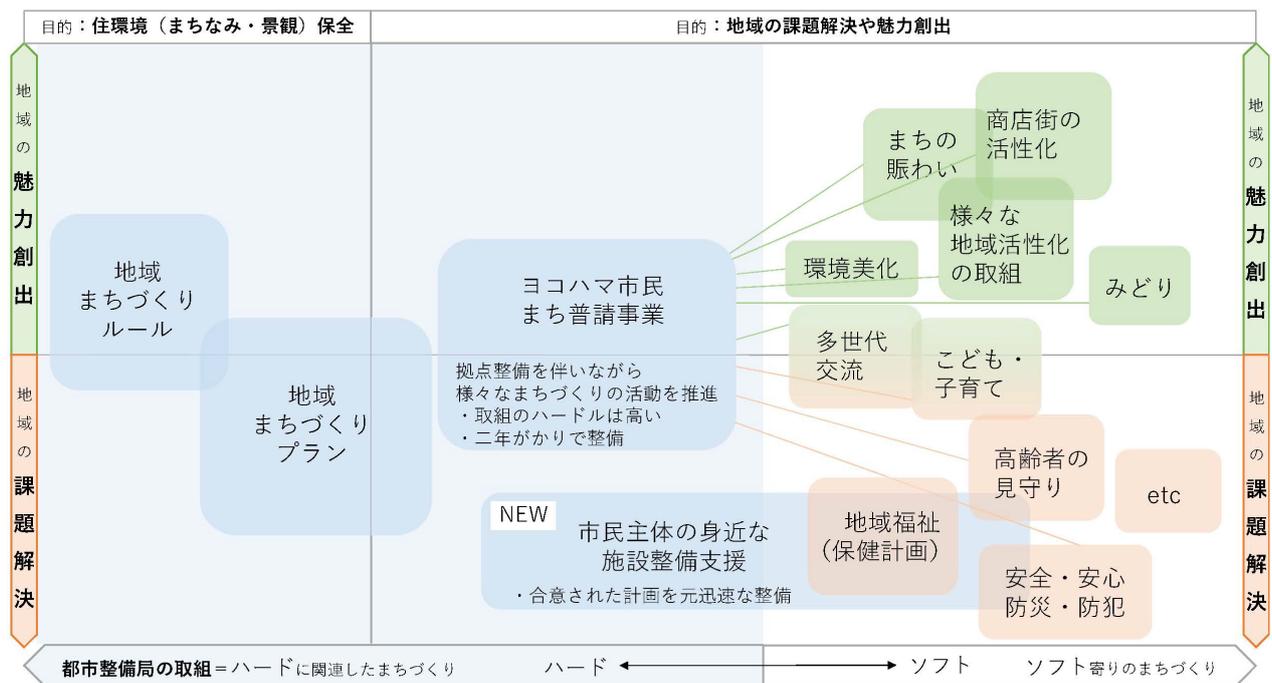
平成17年に条例、地域まちづくり支援制度、ヨコハマ市民まち普請事業が制定・創設され、市民のまちづくりを総合的に支援する仕組みが整えられ、防災や住環境保全をテーマとしたまちづくりの取組（プラン・ルール）に加え、まち普請は当初からテーマ型で様々な取組を支援してきた。

その後、条例制定から約20年が経過する中で、条例を活用した地域まちづくりが市内各地で着実に進み、市民のまちづくりのニーズに一定程度応えてきたと考えられる。（市内でのプラン認定22地区、ルール認定21地区、まち普請整備65件）また、令和5年度からは新たに「市民主体の身近な施設整備事業」を開始し、地域福祉保健計画等、地域と行政とで合意された計画に基づくハード整備の取組をスピーディーに進める仕組みを整え、実践している（令和3年度 神奈川区でモデル実施、令和5年度中に西区、戸塚区の2件が整備済）。

これまでのまちづくりの取組をまとめると下図のようになり、地域まちづくりプラン・地域まちづくりルール、まち普請（拠点整備を伴いながら、様々なテーマで地域課題の解決や魅力創出のまちづくり活動を推進）及び身近な施設整備事業などで、地域の課題解決や魅力創出に寄与する取組を、（主にハードに関連した部分に重点を置いて）進めてきている。

このような中で、現在の市民主体の地域まちづくりの活動はさらに広がりを見せるとともに、内容も多彩になってきている。

【図7-1】制度の対象としてきたまちづくり



(2) 条例制定から約 20 年での社会状況の変化

平成 17 年 10 月に地域まちづくり推進条例が施行してから既に約 20 年が経過したが、この間に社会の状況は大きく変化している。

条例制定当時は、まだ開発も多かった時代であり、条例制定の背景に市民の住環境意識の高まりがあったが、現在では、横浜市も人口減少局面に移行し、少子高齢化がますます進行し、まちづくりの担い手不足が深刻化してきていることとともに、空き家問題も顕在化してきている。

また、スマートフォンに代表されるデジタルツールが普及し、場所にとらわれずに、(SNS など) 様々なコミュニティが生まれてきている。この 4 年の間に新型コロナウイルス感染症を経験したが、対面でのコミュニケーションが取れない状況で、WEB による会議が活用される事例も出てくるなど、まちづくりの取組の手段にも変化が見られる。

さらには、ライフスタイルや価値観が多様化し、個人のやりがい重視される社会になってきている。

(3) 社会状況の変化を踏まえた地域まちづくりの変化（委員の意見抜粋）

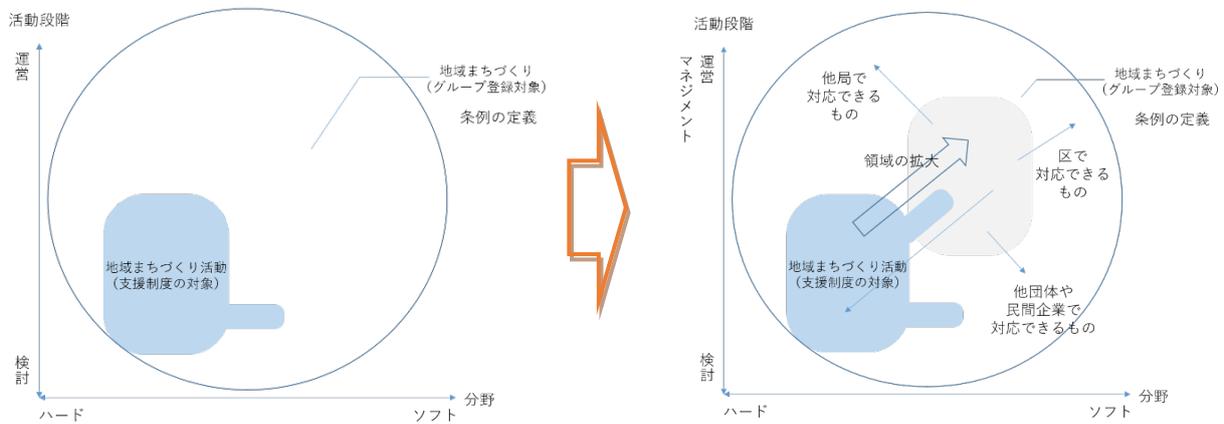
このような中、市民の手によって行われている「まちづくり」は、ライフスタイルの変化や価値観の変化に伴い、個人のやりがいや自己実現の視点が重視され、必ずしもハードをつくることが目的ではない。また、時代がハードからソフトに、つくることからマネジメントの流れに向かう中で、地域課題はより領域横断的になってきている。そのような中で、合意形成によらない、個人から始まる取組が出てきているとともに、まちづくりの取組にゴールはなく、活動の持続可能性や発展が求められている。地域まちづくりを取り巻く状況は、このように変化してきている。

ここで、改めて条例の「地域まちづくり」の定義（条例2条3項）について確認すると、「安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は改善の取組」であり、地域の環境の維持又は改善の取組であればハード・ソフトを問わず幅広く該当する。

一方で、現在の支援制度は「地域まちづくり活動」で定義される、プラン・ルールや各種事業（まちのハードの形に影響を及ぼすことから、前提としての合意形成が求められる）を対象として制度設計されたものである。

条例の対象としている「地域まちづくり」と、支援制度の対象としている「地域まちづくり活動」の関係を示すと図7-2の左側のようになる。なお、令和5年度から実施している「身近な施設整備事業」の制度設計にあたっては、地域まちづくり支援制度要綱及び支援制度要綱適用基準を改正し、「地域まちづくり活動」の枠を拡大している。

【図7-2】地域まちづくり活動の概念図



今後、多様化している地域まちづくりに対応して、必要な支援を新たに制度設計する際には、図7-2の右側のように、支援対象の枠を見直し、必要に応じて領域を拡大すると同時に、どこまで行政が支援の手を伸ばすのか、見極めが必要であると考えられる。

(4) 課題認識のまとめ

これまで示したように、第一部の課題認識としては、大別すると「Ⅰ社会状況の変化を捉えた地域まちづくりの取組の対応の必要性」と、「Ⅱ地域まちづくりの取組を支える現状の支援制度や事業の進め方について改善の必要性」にまとめられる。

I. 社会状況の変化を捉えた地域まちづくりの取組の対応の必要性 (①、②)

規制による環境の維持・保全型（ルール系）のまちづくりから、地域での支え合いや、魅力づくり等にまちづくりの取組の比重が移行していると考えられる中で、

- ① まちづくりの相談の仕組みや体制について見直す必要がある。
- ② さまざまなまちづくり活動に、必要な支援が届いていない可能性がある。

II. 地域まちづくりの取組を支える現状の支援制度や事業の進め方について改善の必要性 (③～⑦)

- ③ 地域まちづくりプラン認定に向けて活動している地域の方の負担
- ④ 支援メニューの見直し（デジタル化等）
- ⑤ コーディネーターの強みを生かしたバランスの良い人材活用・育成と多様な人材の確保
- ⑥ 休憩・交流施設以外の整備が可能であることをPRし、多様なアイデアの提案につなげていく（まち普請）
- ⑦ 認知度を向上し、活動団体の後押しを強化することが必要（デザイン賞）

これらの課題認識に対して、今後の取組の中で、適切に改善を図っていく必要がある。

(5) 委員からの評価と、市の見解のまとめ

委員からは、地域まちづくりの取組が多様化し様々な活動のプロセスが生まれてきている点や、まちづくりのきっかけづくりの段階及び初動期の段階に関する評価（見解）が多かったことから、まちづくりの段階ごとに評価・見解をまとめた。

【表 7-1】 評価・見解のまとめ

評価(委員)	見解(市)
＜まちづくりのきっかけづくりの支援＞	
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの取組を分かりやすく広報・情報発信することが必要 ・市民が直接、市役所(区・局)にまちづくりの相談に行くのはハードルが高い ・まちルコの名称・体制の再検討により、まちづくりの窓口を市民にアピールすることが必要 ・相談窓口の認知度が低い ・区・他局との更なる連携が必要 ・中間支援組織との更なる連携が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上で先進的事例の紹介、制度周知 ・ホームページ上での相談窓口 ・区へのヒアリング、名称や体制の再考 ・区局での情報共有、連携強化 ・中間支援組織向け研修他、多様な主体へ呼びかけ
＜まちづくり初動期の支援＞	
<ul style="list-style-type: none"> ・「まずはやってみる」実験的な活動や施設整備以外の多様な活動に対する活動助成、やりたいことがスムーズにできる仕組が求められている 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな活動を進めている市民等との情報交換、ニーズ把握を行った上で、魅力づくりややりたいことを通じた地域貢献等、まずはやってみる、気持ちを後押しできる支援方法の検討
＜まちづくり活動期の支援＞	
<ul style="list-style-type: none"> ・活動方法の変化に対応した支援の検討が必要 ・コーディネーターのあり方、役割分担等について整理する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルツールに対する支援メニューの検討 ・コーディネーターの人材育成・活用
＜まちづくり成熟期の支援＞	
<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン賞のPRが不足している ・地域まちづくりに関するプロモーションなど、意欲的な普及啓発活動が望まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン賞の効果的な広報の検討 ・地域まちづくり全体のプロモーション活動

8. 新たな地域まちづくりの取組

1 社会状況の変化を捉えた地域まちづくりの取組の対応の必要性

第一部の課題認識を基に、社会状況の変化を捉えた地域まちづくりの取組について、検討する。

(1) 新たな地域まちづくりの取組

地域まちづくりの取組が多様化する中で、現在の支援制度では支援が届いていない活動があると仮定し、その活動に対する支援について検討する。こういった活動の中には、まちの魅力向上や活性化につながるものがあり、これを「新たな地域まちづくり」とし、必要に応じた支援を行うことで、現在の社会状況に応じた市民協働のまちづくりをより推進することができるとともに、地域まちづくり支援制度の仕組みもより活用した、更なるまちづくりの取組の広がりが期待できる。

新たな地域まちづくりに対する支援制度を構築していくことで、市民協働のまちづくりの更なる推進を図るとともに、目標である、持続可能な地域まちづくりをより増やしていく。

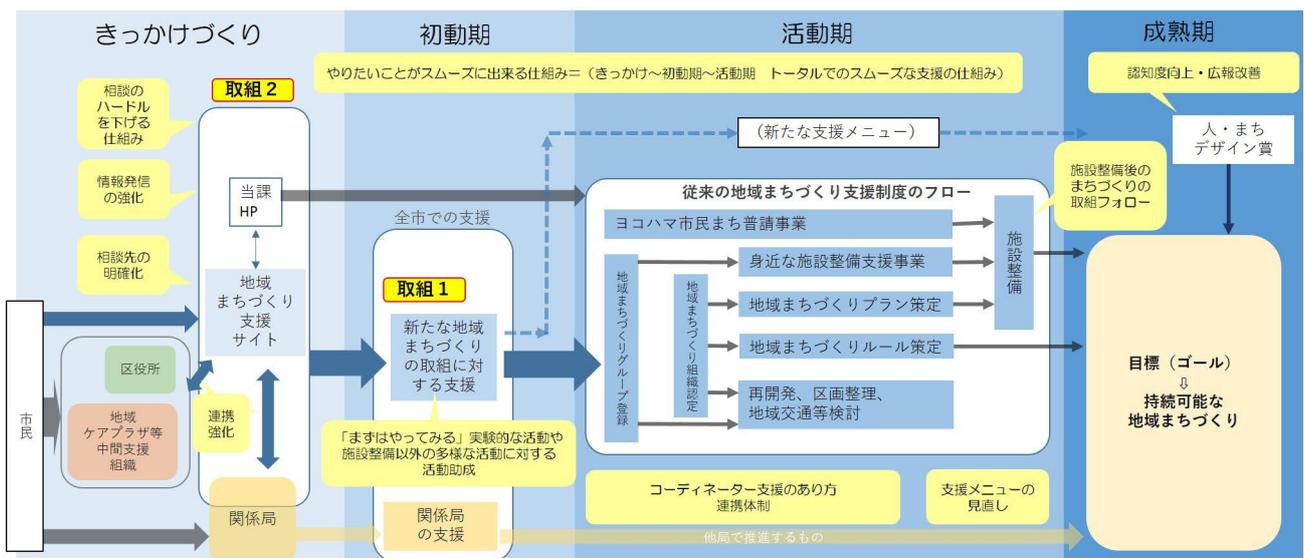
(2) 新たな地域まちづくりの支援フロー（案）

市民との協働による地域まちづくりの流れ（p 3、既存の支援フロー）には、地域の課題解決や魅力づくりを目指す市民が、グループ登録から始まる現在の条例の仕組みにたどり着いた後の手続きが記載されているが、まちづくり活動を開始する以前に、様々な支援を必要としていると考えられる。

そこで、「新たな地域まちづくり」を支援する検討を行うにあたり、第一部での評価・見解を踏まえ、新たな地域まちづくりの支援フロー（図 8-1）を作成した。

フローでは、まちづくりの段階を、左から「きっかけづくり」「初動期」「活動期」「成熟期」に分け、「きっかけづくり・初動期」の段階に新たな支援のメニューを設けることを想定している。

【図 8-1】新たな地域まちづくりの支援フロー



ここで、まちの魅力向上や活性化につながる「新たな地域まちづくり」に対する支援を取組 1 とし、新たな地域まちづくりの取組を生み出すためのまちづくりの取組のきっかけづくり（まちづくりの相談体制・情報発信の仕組み等）を取組 2 とする。

まちづくりでやりたいことがスムーズにできる仕組みを、きっかけ～初動期～活動期のトータルでのスムーズな支援の仕組みを設けることにより実現する。

(3) 取組 1 新たな地域まちづくりの取組に対する支援の検討

地域まちづくりの取組の広がりや多様化の中で、既存の支援制度では支援が届いていない活動があるという仮説の基、まちの魅力向上や活性化につながる「新たな地域まちづくり」に対する支援の地域まちづくりとしての必要性の検証を行いながら、制度化を検討していく。

STEP 1 : 現在の地域まちづくりの取組として、どのような活動があるか調査する。

(デザイン賞応募団体、まち普請の過去応募団体、市内外の事例研究等から)

STEP 2 : 活動団体へのヒアリング 支援が必要か? どのような支援を必要としているか?

(デザイン賞関係団体、まち普請関係団体、各種中間支援組織等を通じて)

STEP 3 : 支援制度の対象(「地域まちづくり活動」とするか)の検討

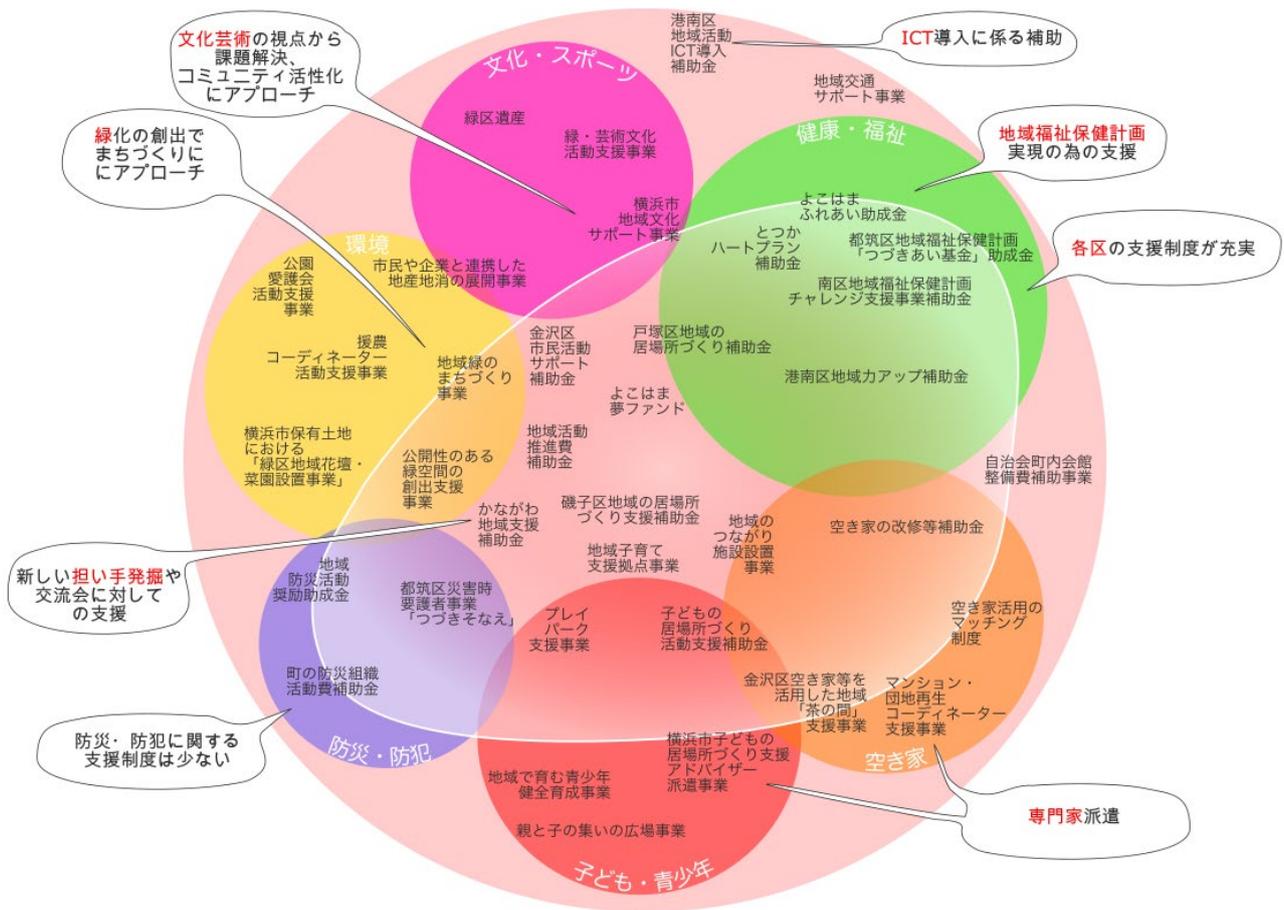
(他局の支援制度とのすみ分け)

STEP 1～3の上、必要性に応じて、

(**STEP 4** : 制度設計、制度化 (具体的には、支援制度要綱・制度要綱適用基準の改正等を想定))

STEP 3を検討する上では、他局の支援制度との整理を行いながら(図8-2)、地域まちづくり活動としての支援の必要性を検討していく。

【図 8-2】本市の様々な支援制度（イメージ）



上図は、（他局を含む）横浜市の様々な支援制度のうち、代表的なものを抜粋したもので、地域まちづくり課で支援する分野のイメージを、白枠で示している。

このように、現在の支援の状況を全市的に俯瞰すると、現在地域まちづくり課で支援していない取組であっても、横浜市として見たときには他局もしくは各区役所が独自の支援メニューにより支援対象としている取組等もある。

今後、このような支援の状況を各区局と共有し、その上で横浜市として見たときに支援対象となっていないすき間の部分を支援する必要性について局横断的に検討していくこと、その上で、これまで地域まちづくり課が主として支援してきた住環境保全や防災等以外の魅力づくりといった活動を「新たな地域まちづくり」として支援対象としていくかどうか、検討すべき課題である。

(4) 取組2 まちづくりの取組のきっかけづくり

新たな地域まちづくりの取組を支援する上では「やりたいことをどう実現すれば良いかわからない。」「どこに相談して良いかわからない。」「(自分の活動が)課題解決につながると思っていない。」といった市民の声を受け止める体制をつくることが求められている。

①まちづくりの情報発信 地域まちづくり支援サイトの構築

まちづくりの取組のきっかけとなるよう、地域まちづくりの取組の情報発信を強化していく。具体的には、訴求力のあるホームページを作成し、効果的な情報発信を行っていく。

②まちづくりの相談の仕組みや体制の見直し

現在の「まちのルールづくり相談センター・コーナー」の仕組みは、多様化する様々なまちづくりの相談に対応する仕組みとはなっていない。また、行政内部の窓口だけでなく、市民からのまちづくりの相談に応えていくために、中間支援組織との連携を深めていく必要がある。

- ・窓口改善（相談しやすく、わかりやすい体制、名称）
- ・区の支援体制や、中間支援組織との連携を活用したまちづくりのアプローチの強化

(参考) 新たな支援メニューの検討

また、「取組1」「取組2」を進める中で、「やりたいことがスムーズにできる仕組み」の一環として、現在の支援制度の枠組み(グループ登録など)に当てはまらない、新たな支援メニュー(ソフト、ハード等)の検討が必要になる可能性がある。

2 まちづくりの取組を支える現状の支援制度や事業の進め方の改善の方向性

第一部の課題認識を基に、現状の支援制度や事業の進め方についても、改善を行っていく。

支援メニュー

- ・デジタル化等、支援メニューの見直し（コーディネーターの人材活用・人材育成）
- ・バランスの取れたコーディネーターの人材活用
- ・コーディネーターのノウハウを共有するための研修等、育成の仕組み等

まち普請事業

- ・多様なアイデアの提案につながるようなPR活動
- ・応募年度以前からの活動団体との対話（種まき）等

人・まち・デザイン賞

- ・デザイン賞の周知・認知度を向上し、活動団体の後押しを強化
- ・様々な地域まちづくりを行う他の団体の参考になるよう、情報発信等

3 今後の取組の進め方

短期的に改善できるもの、中期・長期的に検討していくものに整理した上で、令和6年度以降も地域まちづくり推進委員会で上記の課題に対しての検討状況等を報告し、委員の皆様のご意見をいただきながら、着実に制度改善の取組を進めていく。

令和6年6月発行

編集・発行 横浜市都市整備局地域まちづくり課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10

電話： 045-671-2696 FAX： 045-663-8641